

上三川町子ども・子育て支援事業計画

子どもが輝く 笑顔の地域

～みんなで実践しよう“かみのかわ”子育てプラン～



平成 27 年 3 月

上三川町

はじめに



近年、人口減少や少子高齢社会の進行は、全国的に大きな社会問題となっている中、子ども・子育てを取り巻く環境も大きく変化してきております。

国では、新たな支え合いの仕組みを構築するため、平成 24 年 8 月に制定した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されます。

現在、本町におきましても核家族化の進展や就労形態の多様化などにより、保育に対するニーズが多くなってきております。また、子どもを産み育てることに対する不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、多様なライフスタイルに対応した子育て支援が課題となっております。

こうした中、本町では、平成 27 年度から 5 年間を計画期間とする「上三川町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、「上三川町次世代育成支援対策行動計画 後期計画」を引き継いで、「子どもが輝く、笑顔の地域」を基本理念として、次代を担う子どもたちが将来に夢や希望を持ちながら健やかに成長すること、誰もが安心して喜びと生きがいをもって楽しく子育てができること、地域で子育てを温かく見守り、支え合っていくことをめざし、各種事業を展開し、施策の推進を図ってまいります。

町民の皆様におかれましても、子育てを支え、子どもが健やかに成長できるまちづくりのため、一層のご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「上三川町子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」にご協力いただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

上三川町長 星野 光利

～ 目 次 ～

第 1 章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 計画の策定体制	3
第 2 章 上三川町の子ども・家庭の現状	4
1. 少子化の動向	4
2. 婚姻及び出産等の動向	8
3. 人口推計	1 1
4. 就業の状況	1 3
5. 子育て支援の状況	1 4
6. ニーズ調査の状況	1 8
7. 次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の実施状況	4 4
8. 課題と方向性	4 7
第 3 章 計画の基本的な考え方	4 9
1. 計画理念	4 9
2. 基本指針	5 0
3. 基本目標	5 1
第 4 章 施策の展開	5 3
基本目標 1 子ども・子育て家庭を支える	5 3
基本目標 2 安心して産み、育てることができる	7 3
基本目標 3 子どもたちが健やかに育つ	8 0
基本目標 4 子育てを温かく支え、見守る	8 7
第 5 章 計画の推進に向けて	9 2
1. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	9 2
2. 計画の進捗・評価	9 3
資料編	9 4
1. 計画策定の経過	9 4
2. 上三川町子ども・子育て会議条例	9 5
3. 委員名簿	9 7

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、急速な少子化等を背景として、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化、多様化しています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築することとなりました。平成24年には「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子ども・子育て支援新制度」のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等の総合的な推進を目指しています。

本町では、平成21年度に「上三川町次世代育成支援対策行動計画 後期計画」を策定し、地域住民のふれあいと支え合いのもとで、誰もが安心して子どもを産み育てることができる上三川の実現を目的として、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的・計画的に推進してきました。しかし、本町においても少子化の進行や世帯規模の縮小、共働き家庭等の増加による低年齢児保育のニーズ増大など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした背景を踏まえながら、本町における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「上三川町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

①子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども子育て支援法第61条第1項に基づく「上三川町子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

②次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく「上三川町次世代育成支援対策行動計画 後期計画」の内容を継承し、町が取り組むべき子育て支援の基本目標や方向性を定めるものです。

③上三川町総合計画を上位計画とする町子ども・子育て支援事業計画

本計画は、母子保健の施策や事業についてはその内容や対象が重なることから、母子保健計画としても位置づけ、「上三川町第6次総合計画」を最上位計画とし、「上三川町地域福祉計画」、「上三川町障がい者基本計画」、「上三川町第4期障がい福祉計画」、「上三川町健康増進計画」などの計画との整合を図ります。

(2) 計画の期間

本計画は、新制度が本格的にスタートする平成27年度を初年度として、平成31年度までの5年間の計画とします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
上三川町 次世代育成支援地域行動計画（後期計画）									
					上三川町 子ども・子育て支援事業計画				

3. 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条に規定する上三川町子ども・子育て会議を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査などにより子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

(1) 上三川町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条に基づく機関。保護者、子ども・子育て支援事業者などで構成しています。

(2) ニーズ調査の実施

より一層の子育て支援施策の充実に向けて、平成26年度に策定する上三川町「子ども・子育て支援事業計画」の資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を実施しました。

■調査実施日：平成25年11月13日～平成25年11月26日

	対象者	配布数	回収数	回収率(%)
1	就学前児童保護者	1,985人	1,221件	61.5%
2	小学生保護者	1,328人	1,176件	88.6%
3	妊産婦	86人	48件	55.8%

(3) パブリックコメントによる意見公募

公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、意見を募集しました。

第2章 上三川町の子ども・家庭の現状

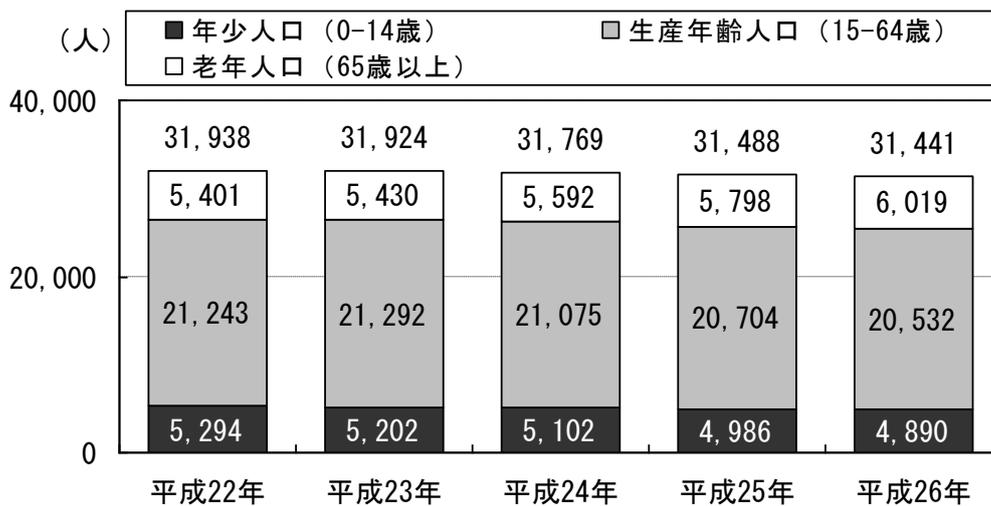
1. 少子化の動向

(1) 人口の推移

本町の総人口をみると、平成26年4月1日現在は31,441人となっています。平成22年からの5年間の推移をみると、減少傾向となっており、5年間で497人の減少となっています。

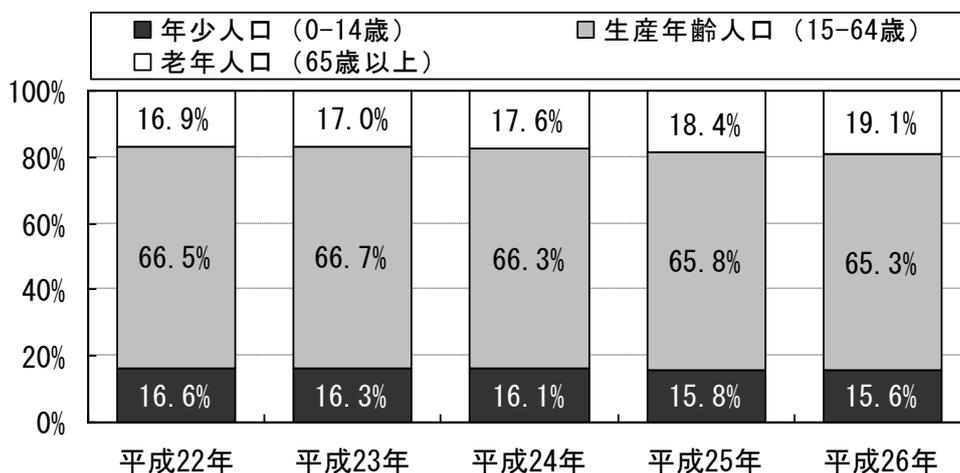
また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、老年人口の割合が増加する一方で年少人口の割合は減少しており、いわゆる少子高齢化が進展している状況が分かります。

○人口の推移



資料：住民基本台帳、外国人を含む（各年4月1日）

○年齢3区分人口構成比

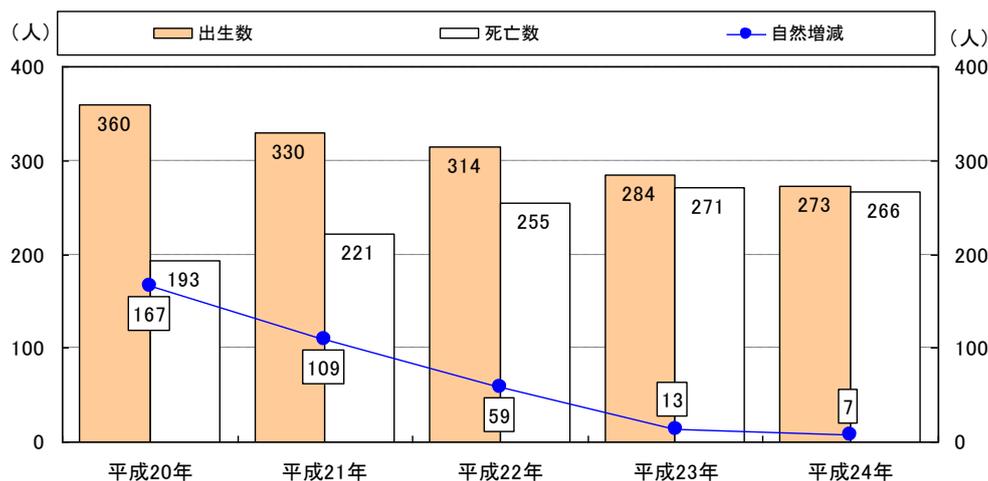


資料：住民基本台帳、外国人を含む（各年4月1日）

(2) 自然動態の推移

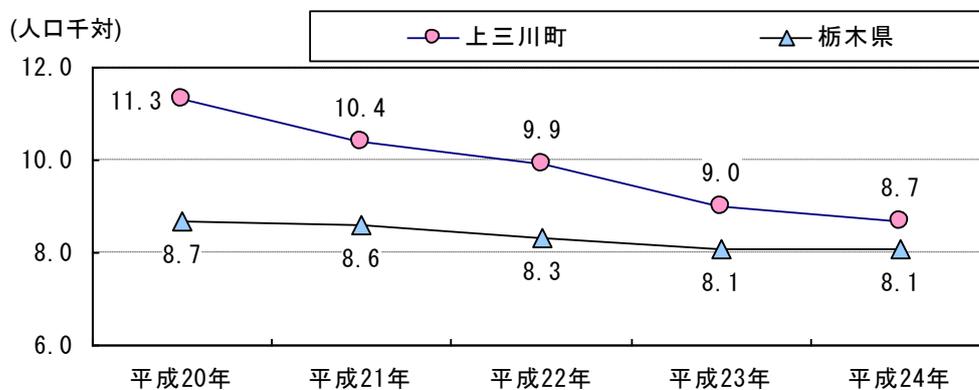
本町の出生数及び死亡数の推移をみると、近年出生数が減少している一方で、死亡数が増加しているためその差である自然増減の幅は小さくなっています。また、本町の出生率では県の数値を上回って推移していましたが、年々減少し平成24年では8.7となっています。死亡率では、県を下回り、平成24年では8.5となっています。

○出生数及び死亡数の推移



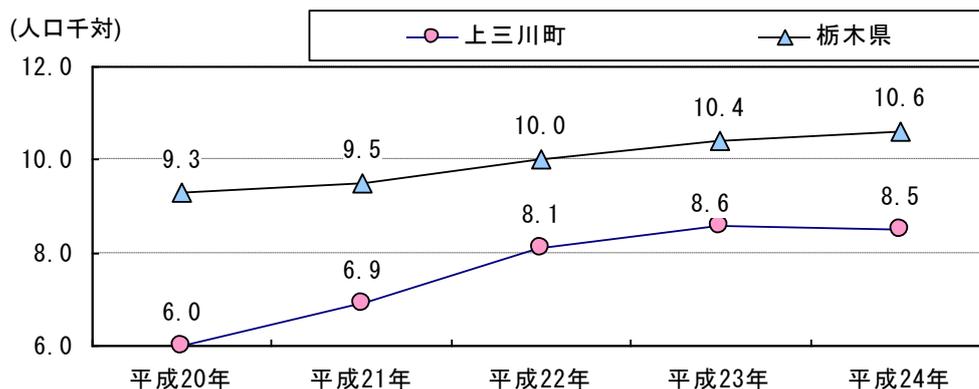
資料：栃木県人口動態統計

○出生率の推移



資料：栃木県人口動態統計

○死亡率の推移

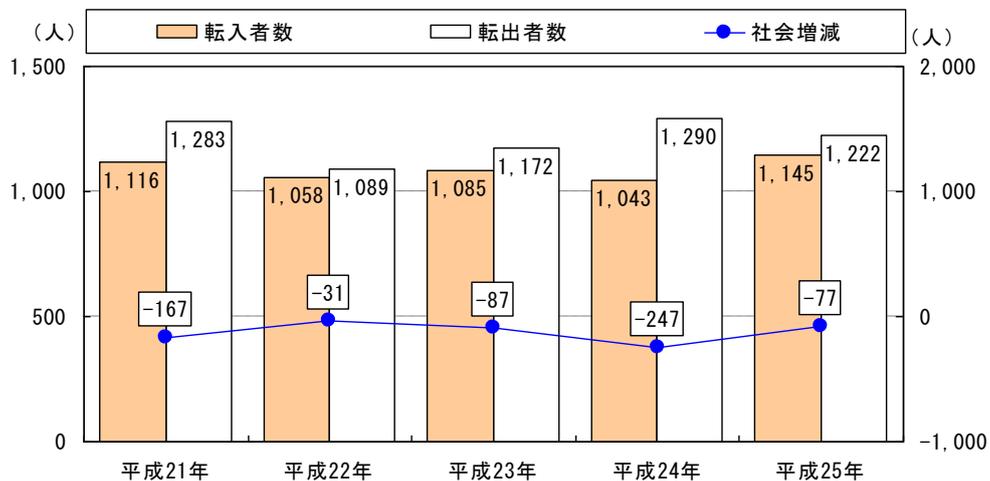


資料：栃木県人口動態統計

(3) 社会動態の推移

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、転出者数が転入者数を上回っています。

○転入者数及び転出者数の推移

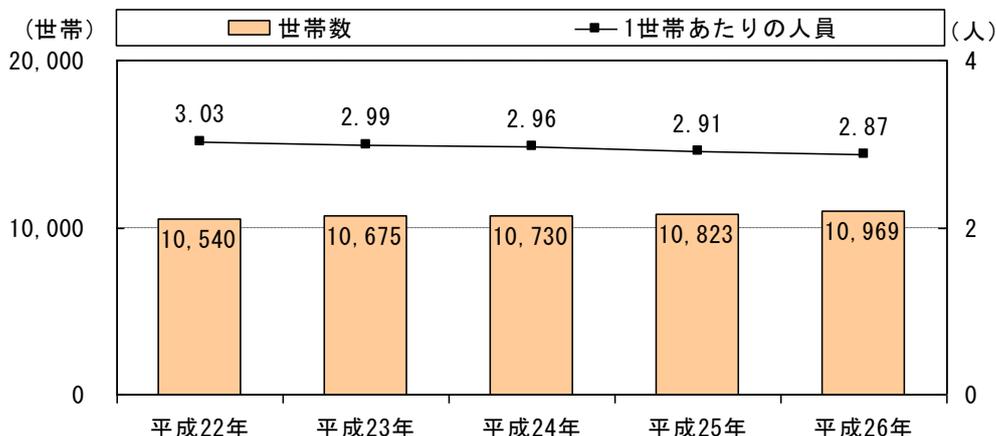


資料：統計書かみのかわ

(4) 世帯数の推移

本町の世帯数をみると、平成26年4月1日現在 10,969 世帯となっています。平成22年からの5年間の推移をみると、増加傾向となっており、この5年間で429世帯の増加となっています。また、世帯数は増加しているものの、総人口が減少していることから、一世帯あたり人員は減少しています。

○世帯数と1世帯あたりの人員の推移



資料：住民基本台帳、外国人を含む（各年4月1日）

本町の世帯別の状況では、一般世帯数は増加しており、平成22年では10,379世帯となっています。世帯の種類別でみると核家族世帯が親族世帯に占める割合は増加しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

また、18歳未満親族がいる母子世帯数、およびその構成比ともに増加しています。

○世帯別の状況

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	8,881	10,030	10,379
親族世帯数	7,330	7,989	8,134
核家族世帯数	5,295	5,950	6,159
親族世帯に占める割合	72.2%	74.5%	75.7%
その他の親族世帯数	2,035	2,039	1,975
親族世帯に占める割合	27.8%	25.5%	24.3%
非親族世帯数	16	29	77
単独世帯数	1,535	2,012	2,168
(再掲)母子世帯数	85	112	124
親族世帯に占める割合	1.2%	1.4%	1.5%
18歳未満親族がいる母子世帯	80	107	115
親族世帯に占める割合	1.1%	1.3%	1.4%
(再掲)父子世帯数	24	24	19
親族世帯に占める割合	0.3%	0.3%	0.2%
18歳未満親族がいる父子世帯	21	20	16
親族世帯に占める割合	0.3%	0.3%	0.2%

資料：国勢調査

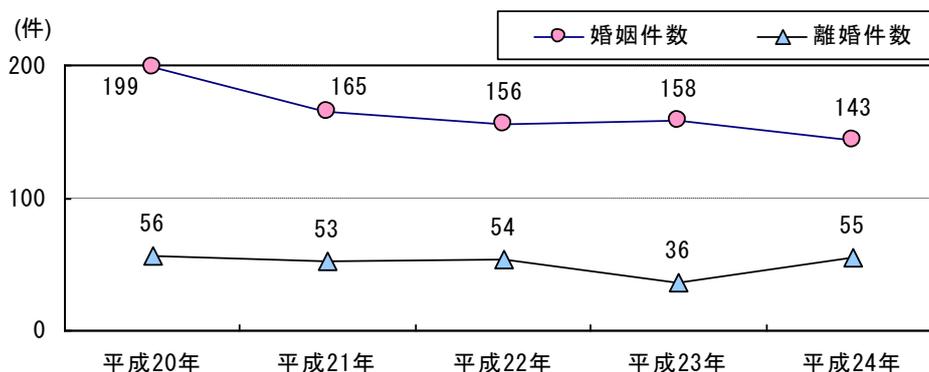
2. 婚姻及び出産等の動向

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本町の婚姻件数は、ゆるやかに減少しており、平成24年では143件となっています。離婚件数はほぼ横ばいとなっており、平成24年では55件となっています。

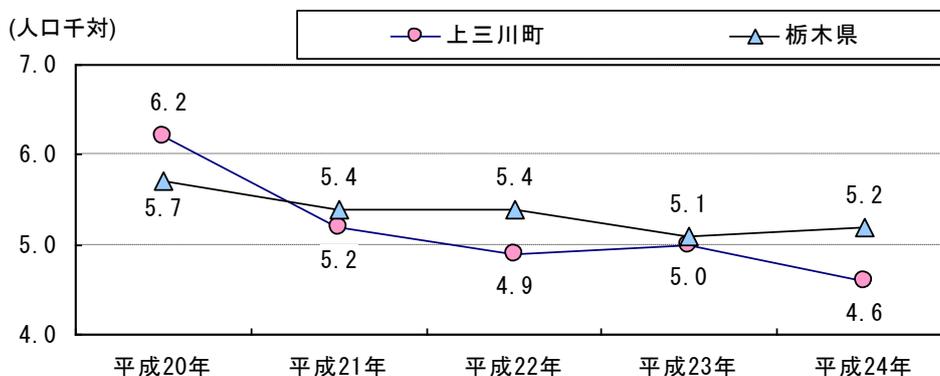
また、本町の婚姻率は、近年は栃木県と同様の推移となり平成24年では、4.6となっています。離婚率では近年は県を下回り、平成24年では1.76となっています。

○婚姻件数・離婚件数の推移



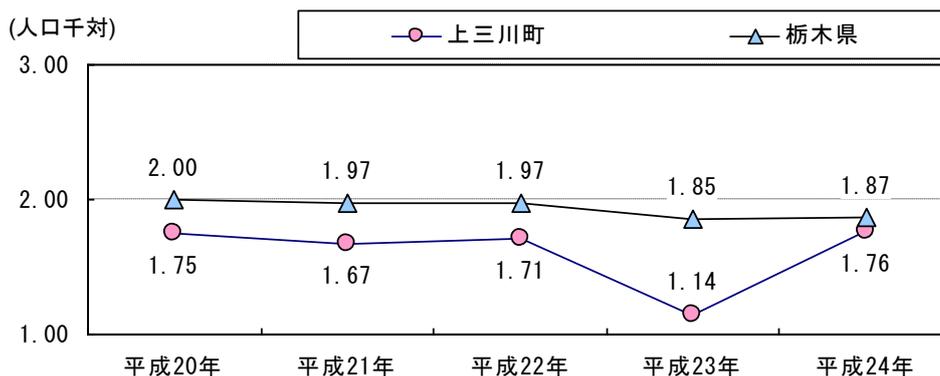
資料：栃木県人口動態統計

○婚姻率の推移



資料：栃木県人口動態統計

○離婚率の推移



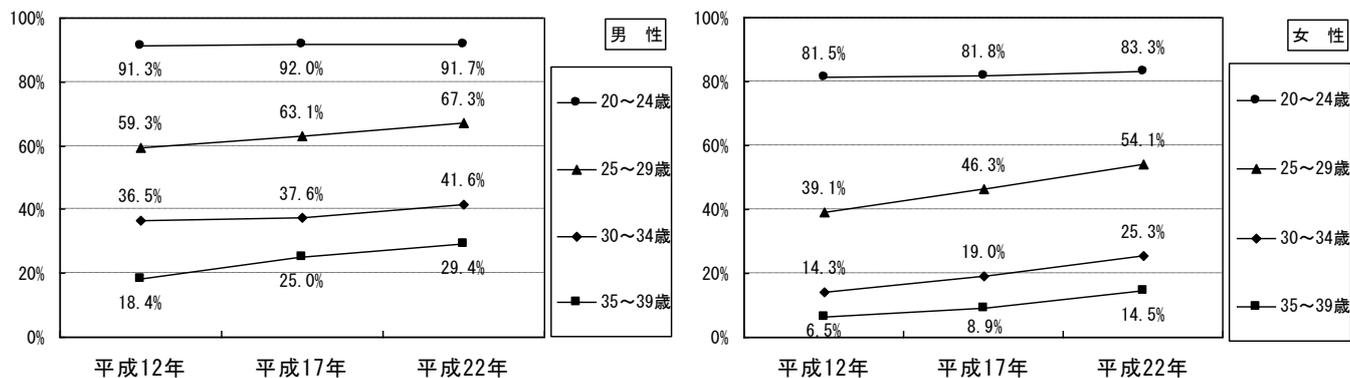
資料：栃木県人口動態統計

(2) 未婚率の推移

本町の未婚率では、男女ともに上昇傾向にあることがうかがえます。

特に女性では「25～29歳」、男性では「35～39歳」の未婚率の上昇が顕著となっています。

○未婚率の推移

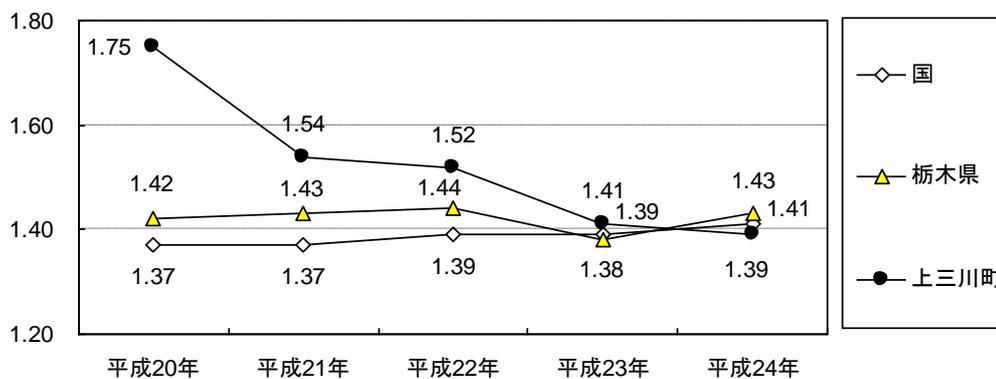


資料：国勢調査

(3) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、国や県を上回っていましたが、近年では同様の推移となっています。

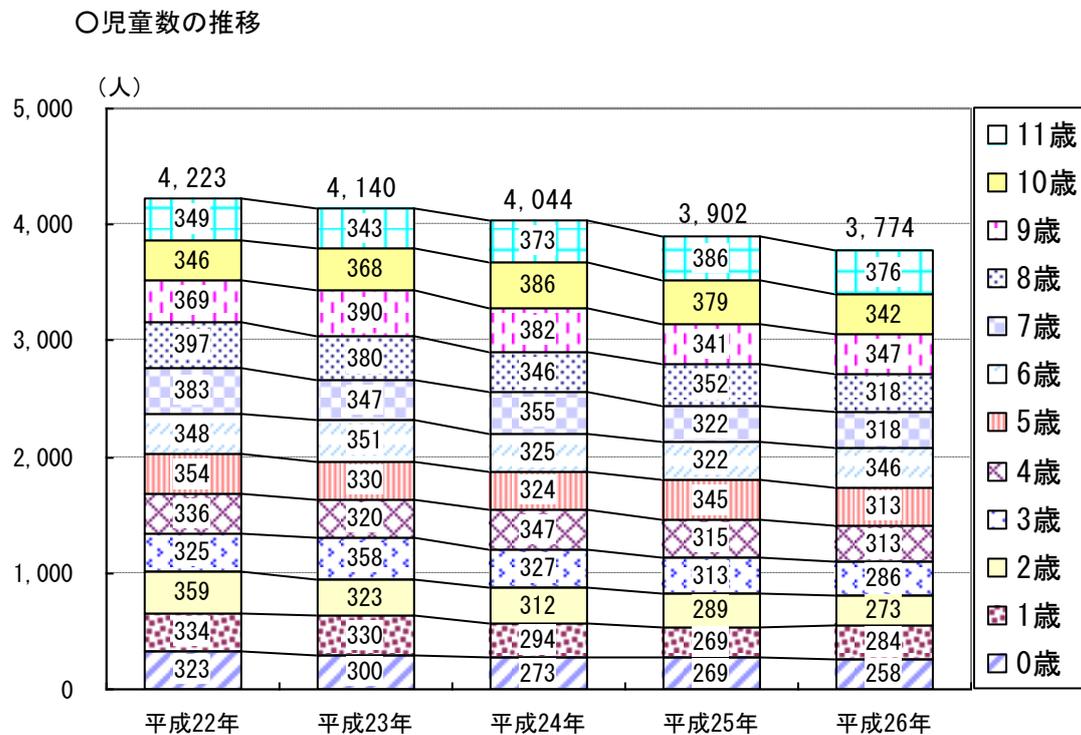
○合計特殊出生率の推移



資料：栃木県人口動態統計

(4) 児童数の推移

本町の11歳未満の児童数の推移では、年々減少しており、5年間で449人減少して平成26年4月現在で3,774人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は、1,727人、6～11歳の小学生児童数は2,047人となっています。



資料：住民基本台帳、外国人含む（各年4月1日）

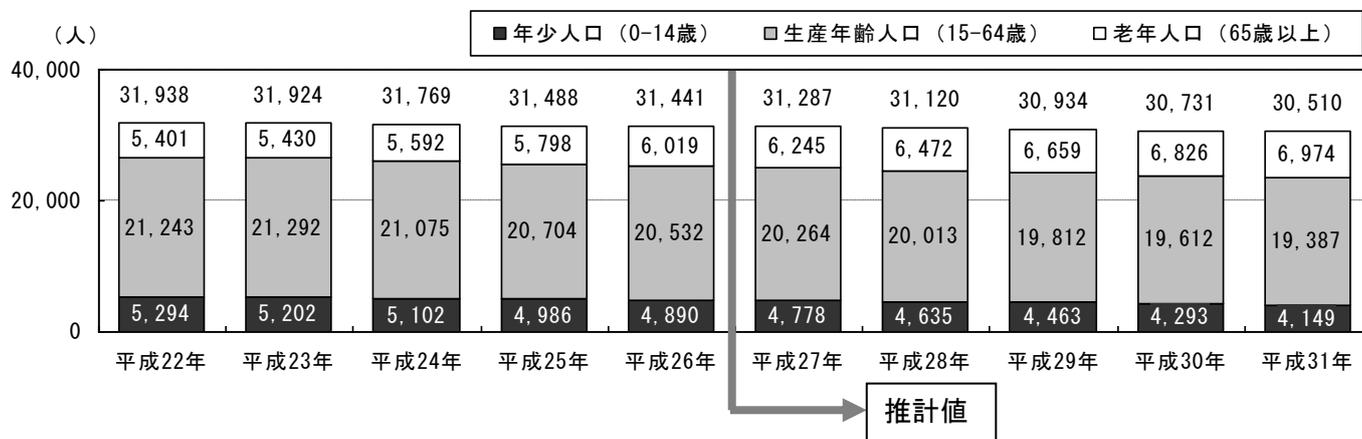
3. 人口推計

(1) 人口推計

人口推計は、平成22年から平成26年の住民基本台帳人口（各年4月1日）をもとに、人口推計を行っています。その結果、総人口は平成31年には30,510人となると推計しています。

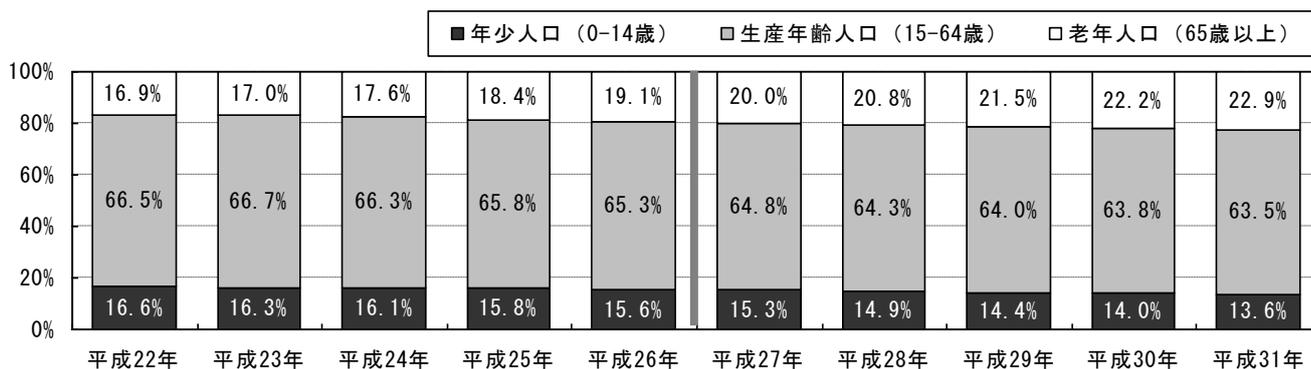
また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、14歳以下の年少人口は減少し続け、その割合は平成31年には13.6%となります。

○人口推計の推移



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人含む実績値（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

○年齢3区分人口構成比の推移

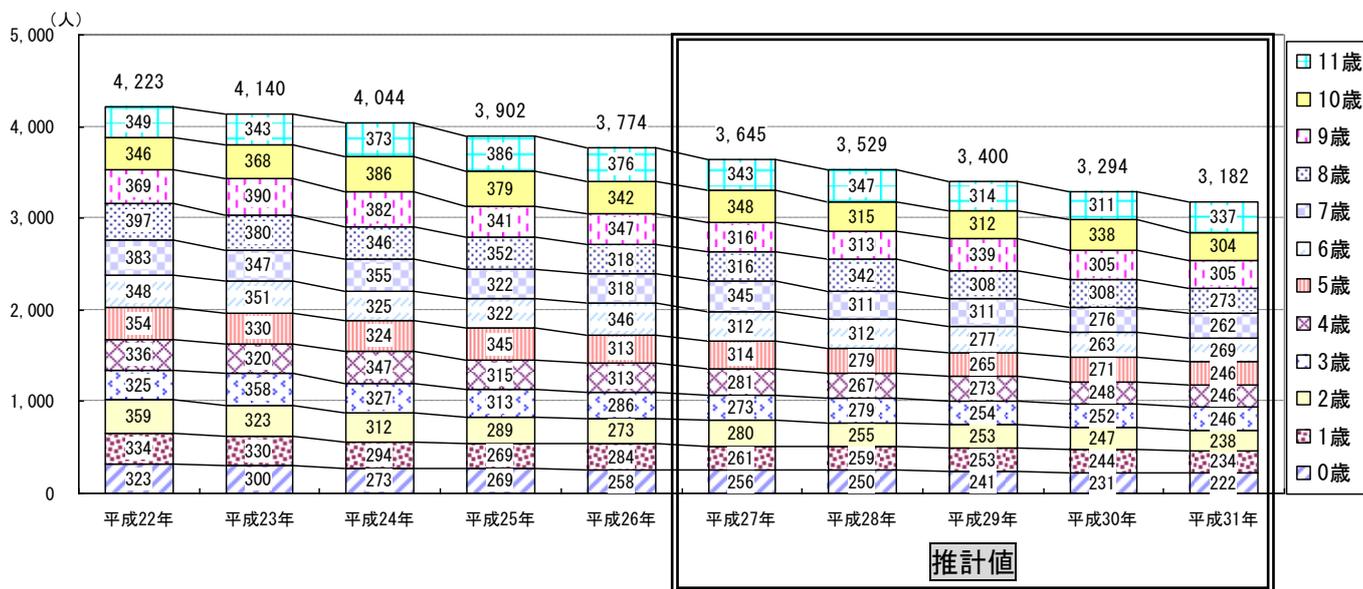


資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人含む実績値（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値
※端数処理上合計が100%にならない箇所があります。

(2) 将来の児童数の推計

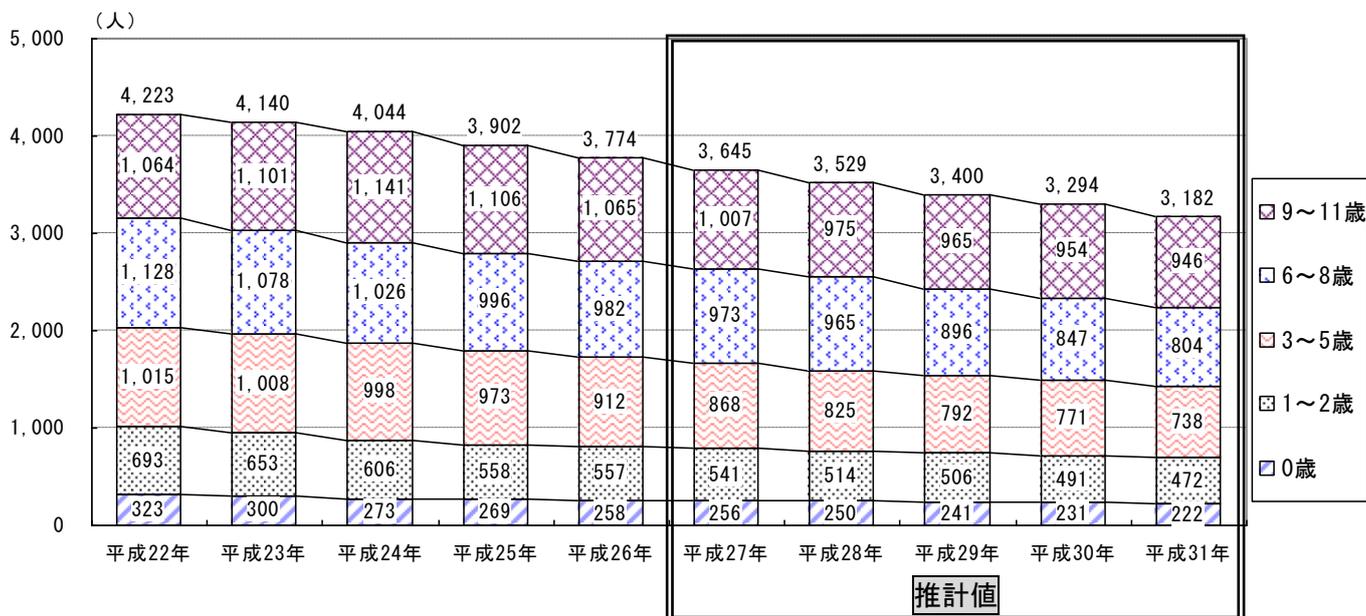
本町における11歳までの将来の児童数では、平成31年には3,182人となると推計しています。
 本計画期間である平成27年から平成31年までに463人程度児童が減少すると推計しています。

○将来の児童数の推移



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人含む実績値（各年4月1日）
 平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

○計画対象年齢別の推移



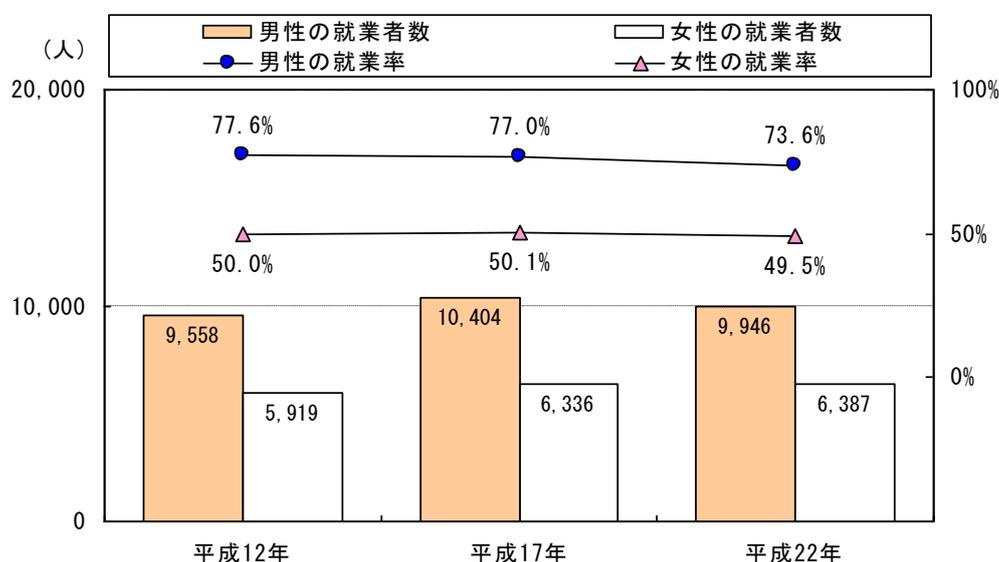
資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人含む実績値（各年4月1日）
 平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

4. 就業の状況

本町の就業者数の推移は、男性は就業率とともに減少している一方、女性では微増しています。

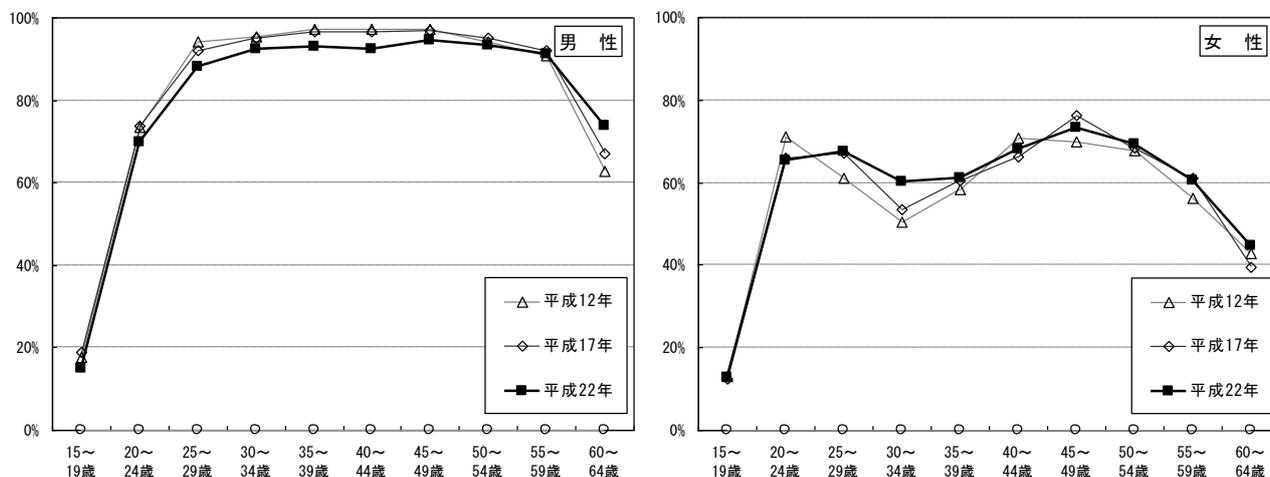
また、年齢別の就業率をみると、男性の就業率では25～59歳は8割以上を保っています。女性では平成12年、17年では30代前後を機に減少し、40歳を超えると就業率は再び高くなる「M字曲線」を示しており、30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が高くなっているものと考えられます。しかし、平成22年の女性の年齢別の就業率では、「M字曲線」が浅くなっています。

○就業者数、就業率の推移



資料：国勢調査

○年齢別の就業率の推移



資料：国勢調査

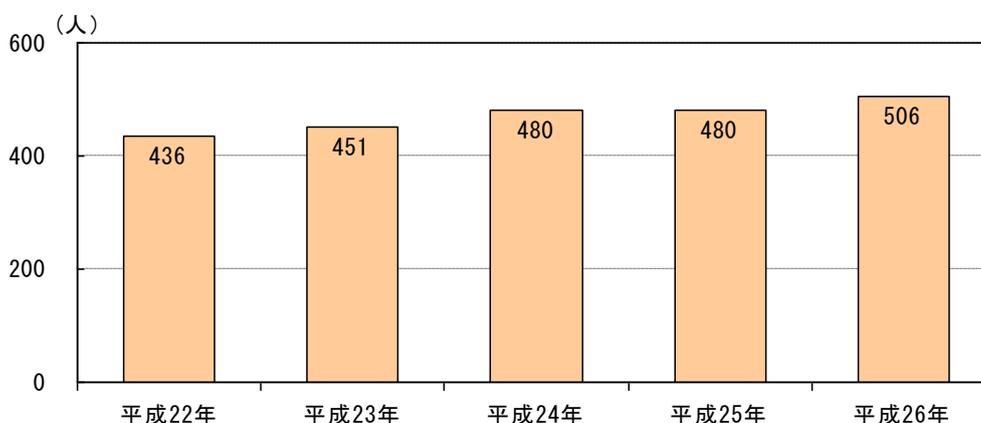
5. 子育て支援の状況

(1) 認可保育所入所児童数の推移

本町における認可保育所数は平成26年4月現在、7か所となっています。また、本町の認可保育所入所児童数をみると、平成26年4月現在で506人となっています。

本町では、弾力的運用により定員を超えて児童を受け入れている状況ですが、近年の保育需要の傾向として、3歳未満の低年齢児の入所が増加していることが特徴です。

○認可保育所入所児童数の推移



資料：福祉課（各年4月1日）

○保育所年度別入所状況（各年4月1日）

単位：人

	園数	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率
平成22年度	6	430	27	81	97	83	66	82	436	21.5%
平成23年度	6	430	27	91	98	84	85	66	451	23.0%
平成24年度	6	450	31	89	110	84	79	87	480	25.6%
平成25年度	7	470	33	93	103	88	84	79	480	26.7%
平成26年度	7	470	33	94	115	87	88	89	506	29.3%

資料：福祉課

○保育所年度別入所率（各年4月1日）

単位：%

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成22年度	8.4	24.3	27.0	25.5	19.6	23.2
平成23年度	9.0	27.6	30.3	23.5	26.6	20.0
平成24年度	11.4	30.3	35.3	25.7	22.8	26.9
平成25年度	12.3	34.6	35.6	28.1	26.7	22.9
平成26年度	12.8	33.1	42.1	30.4	28.1	28.4

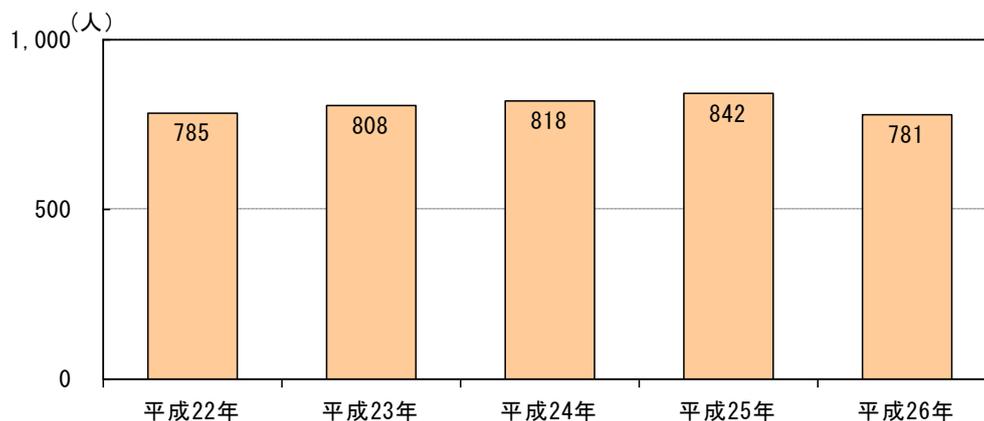
資料：福祉課

(2) 幼稚園就園児童数の推移

本町における幼稚園数は平成26年5月現在、2か所となっています。また、本町の幼稚園就園児童数は、平成26年5月現在で781人となっています。

平成22年度から増加していた園児数も平成26年度には前年度から61人減少していますが、二一ズ調査では幼稚園を希望する保護者が多いことから、少子化による影響と考えられます。

○幼稚園就園児童数の推移



資料：福祉課（各年5月1日）

○幼稚園別入園状況（各年5月1日）※町外児童を含む 単位：人

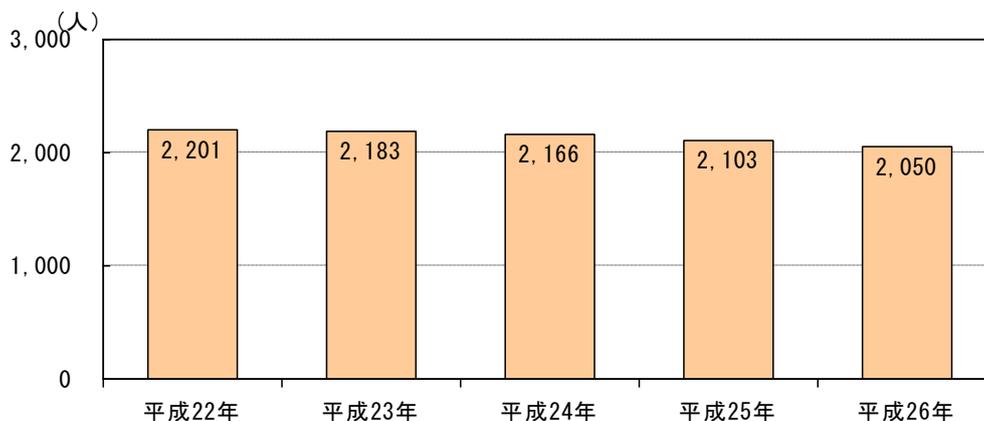
	園数	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成22年度	2	238	273	274	785
平成23年度	2	292	242	274	808
平成24年度	2	264	307	247	818
平成25年度	2	265	266	311	842
平成26年度	2	243	272	266	781

資料：福祉課

(3) 小学生児童数の推移

本町における小学校数は平成26年4月現在7校となっています。また、本町の小学生児童数をみると、年々減少しており、平成26年4月現在で2,050人となっています。

○小学生児童数の推移

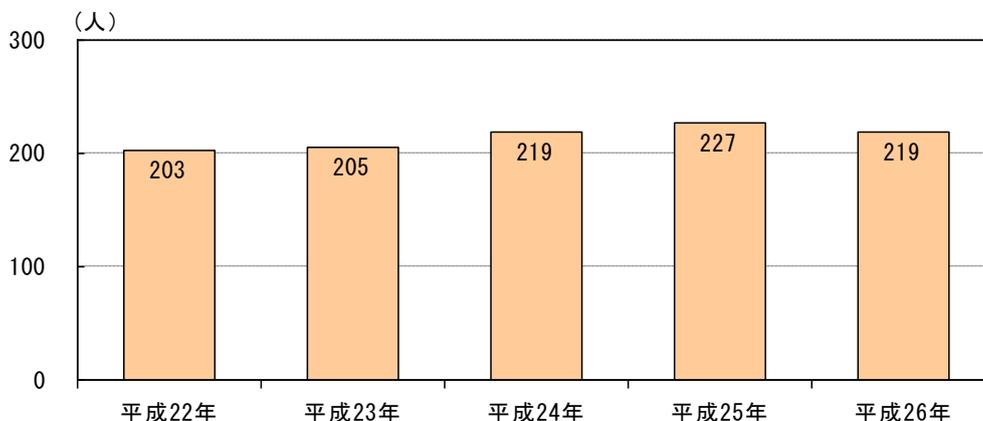


資料：教育総務課（各年4月1日）

(4) 放課後児童クラブ利用児童数の推移

本町における放課後児童クラブ数は平成26年4月現在、7か所となっています。また、本町の放課後児童クラブ利用児童数は、平成26年4月現在で219人となっています。

○放課後児童クラブ利用児童数の推移



資料：福祉課（各年4月1日）

○放課後児童クラブ利用児童数の状況（各年4月1日）

単位：人

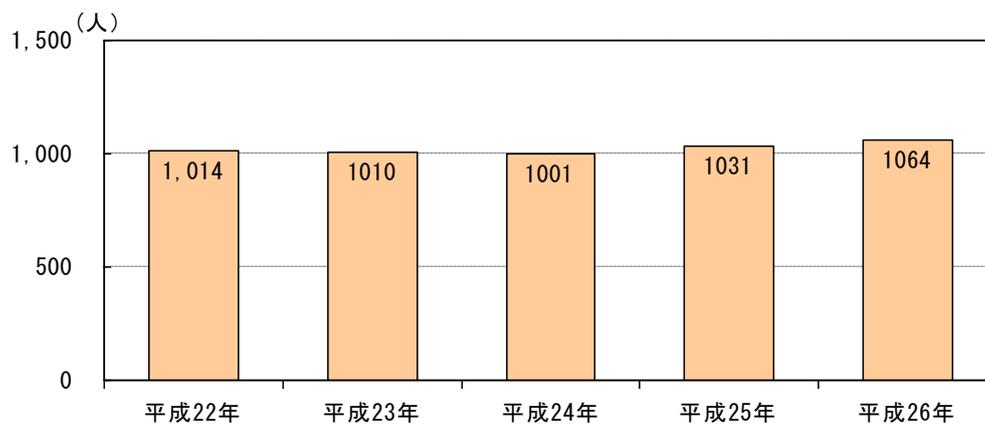
	児童クラブ数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	利用率
平成22年度	7	74	64	46	17	1	1	203	9.3%
平成23年度	7	66	58	51	24	5	1	205	9.4%
平成24年度	7	60	67	45	26	14	7	219	10.1%
平成25年度	7	68	62	59	23	12	3	227	10.8%
平成26年度	7	72	57	48	22	16	4	219	10.7%

資料：福祉課

(5) 中学生生徒数の推移

本町における中学校数は平成26年4月現在、3校となっています。また、本町の中学校生徒数は横ばいとなっており、平成26年で1,064人となっています。

○中学生生徒数の推移



資料：教育総務課（各年4月1日）

6. ニーズ調査の状況

より一層の子育て支援施策の充実に向けて、平成 26 年度に策定する上三川町「子ども・子育て支援事業計画」の資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を実施しました。

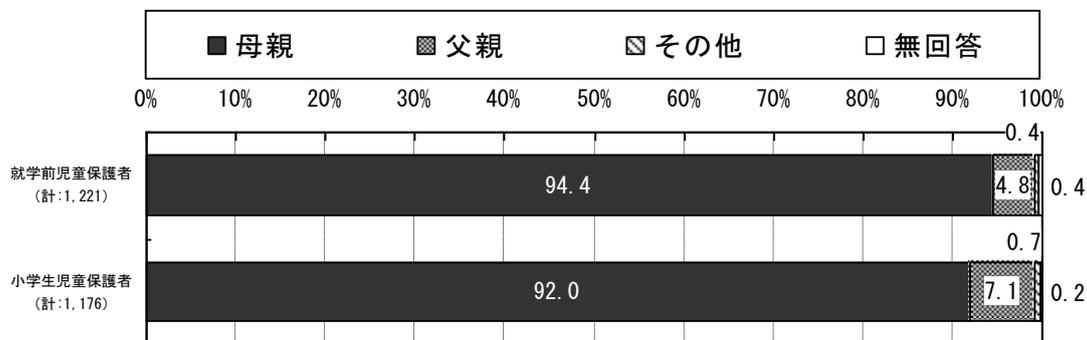
■調査実施日：平成 25 年 11 月 13 日～平成 25 年 11 月 26 日

	対象者	配布数	回収数	回収率(%)
1	就学前児童保護者	1,985 人	1,221 件	61.5%
2	小学生保護者	1,328 人	1,176 件	88.6%
3	妊産婦	86 人	48 件	55.8%

(1) 保護者の状況

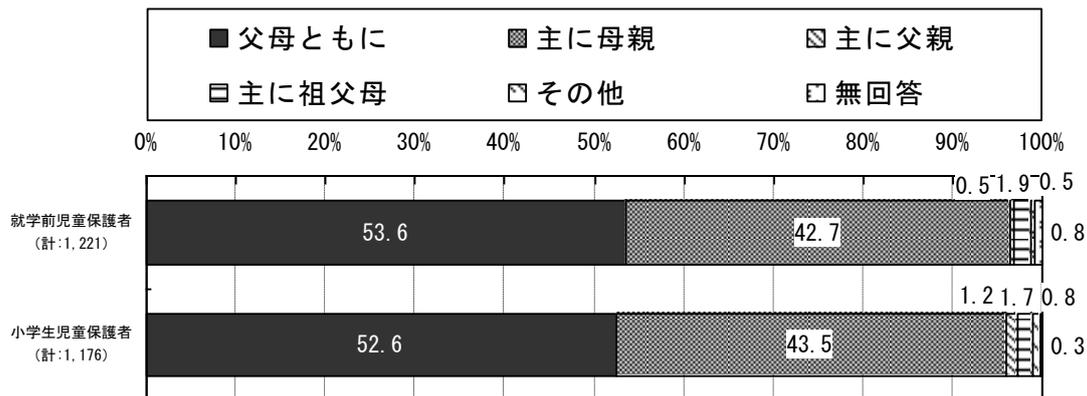
① アンケートの回答者について（単）【就学前：問4、小学生：問4】

アンケートの回答者では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「母親」が回答の大半を占めています。



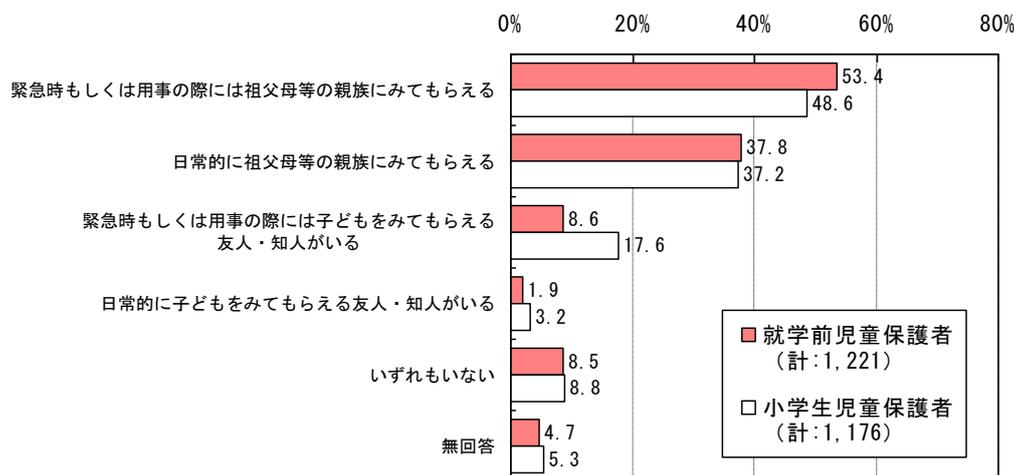
② 主に子育て（教育を含む）を行っている人（単）【就学前：問6、小学生：問6】

主に子育て（教育を含む）を行っている人では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「父母ともに」が5割以上と最も多く、次いで「主に母親」がそれぞれ4割以上となっています。



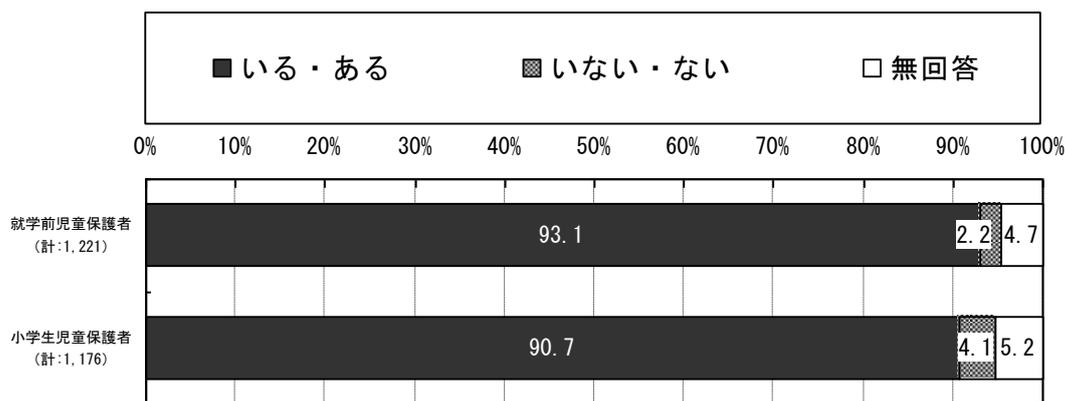
③ 日頃子どもをみてもらえる親族・知人の状況（複）【就学前：問9、小学生：問9】

子どもをみてもらえる親族・知人の状況では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が5割以上と最も多くなっています。次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」では就学前児童保護者が37.8%、小学生保護者が37.2%と多くなっています。



④ 気軽に相談できる人・場所の有無（単）【就学前：問10、小学生：問10】

気軽に相談できる人・場所の有無では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「いる・ある」が9割程度となっています。また、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「いない・ない」は1割前後となっていますが、小学生保護者の回答が就学前児童保護者の回答を若干上回っています。



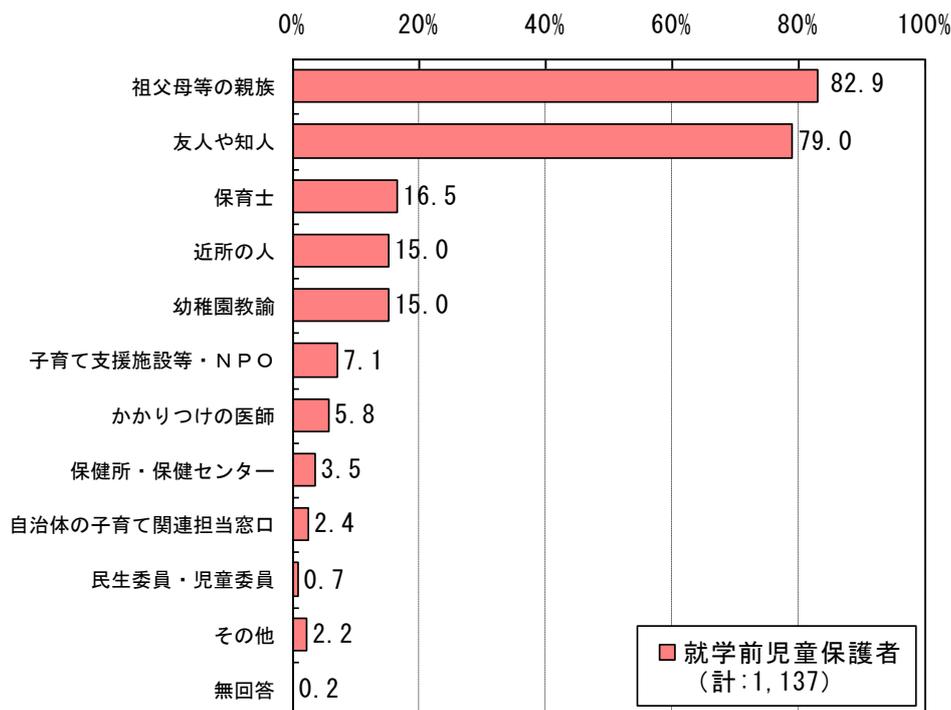
第2章 上三川町の子ども・家庭の現状

④-1 気軽に相談できる先について（複）【就学前：問 10-1、小学生：問 10-1】

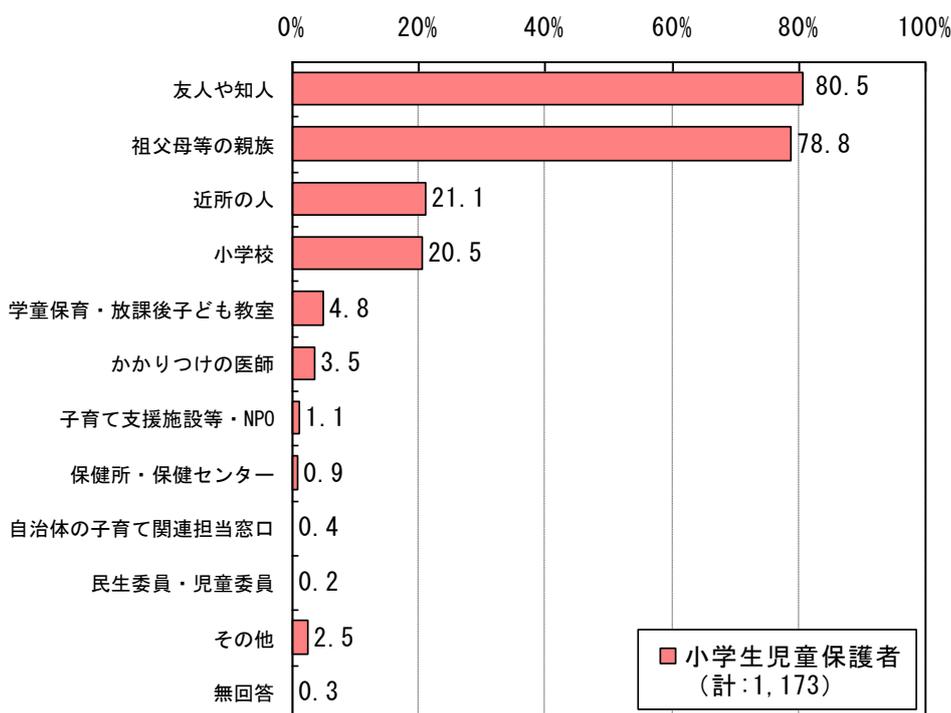
気軽に相談できる先については、就学前児童保護者では「祖父母等の親族」、「友人・知人」が約8割と回答の大半を占めています。次いで「保育士」が 16.5%、「幼稚園教諭」が 15.0%となっています。

小学生保護者では、「友人・知人」が 80.5%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が 78.8%と多くなっており回答の大半を占めています。次いで、「近所の人」が 21.1%、「小学校」が 20.5%となっています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇

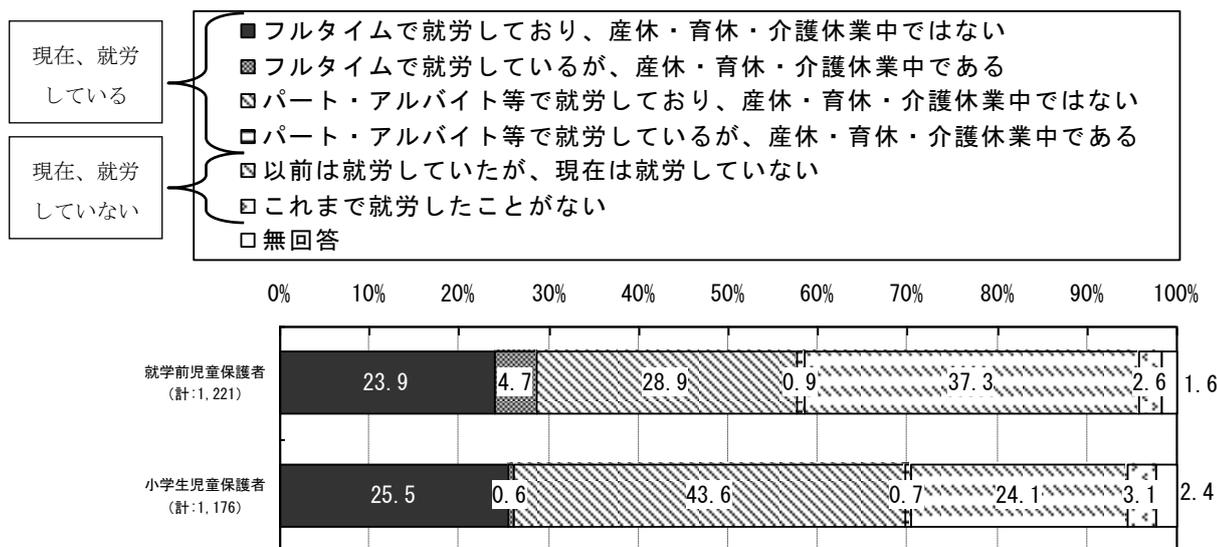


⑤ 保護者の就労状況について（単）【就学前：問 12、小学生：問 12】

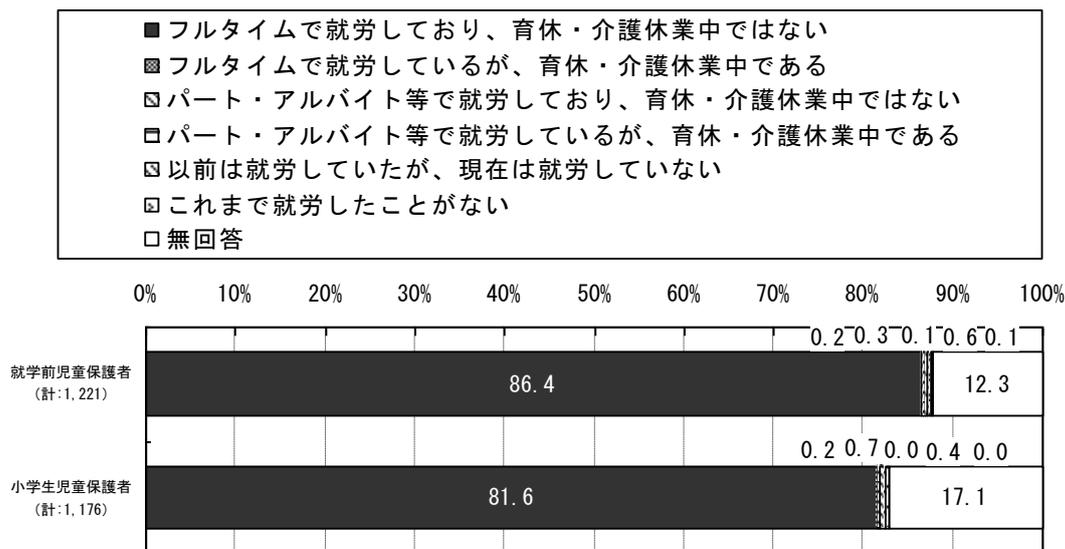
保護者の就労状況については、母親は就学前児童保護者に比べて、小学生保護者で『現在、就労している』という回答が多くなっており、反対に、小学生保護者に比べて就学前で『現在、就労していない』という回答が多くなっています。

父親では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が回答の大半を占めています。

◇母親◇



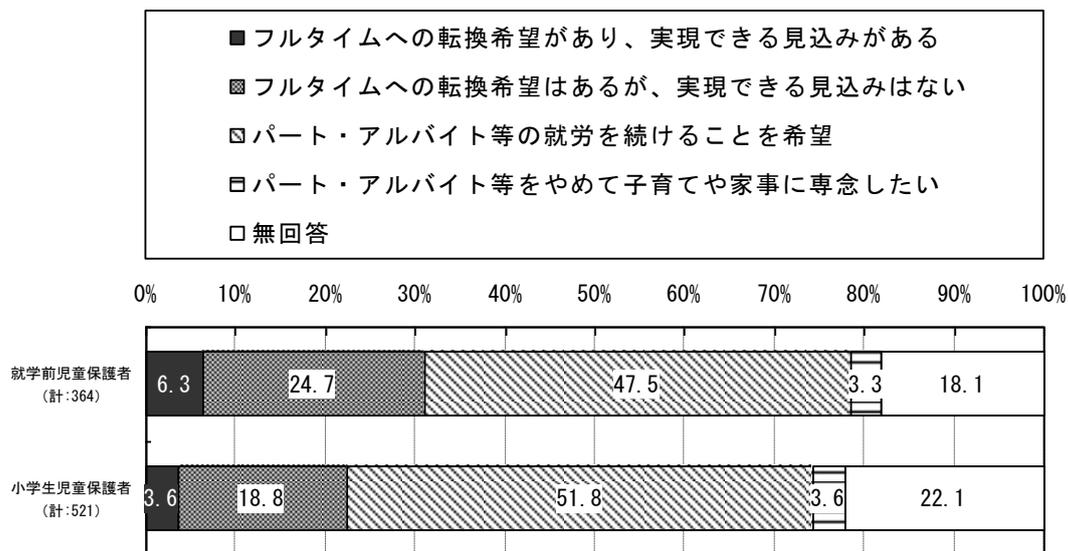
◇父親◇



⑤-1 母親のパートやアルバイトからのフルタイムへの転換希望の状況（単）

【就学前：問 13、小学生：問 13】

母親のパートやアルバイトからのフルタイムへの転換希望については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「パート・アルバイト等就労を続けることを希望」が最も多く、小学生保護者では回答が5割を超え、就学前児童保護者を4ポイント以上上回っています。



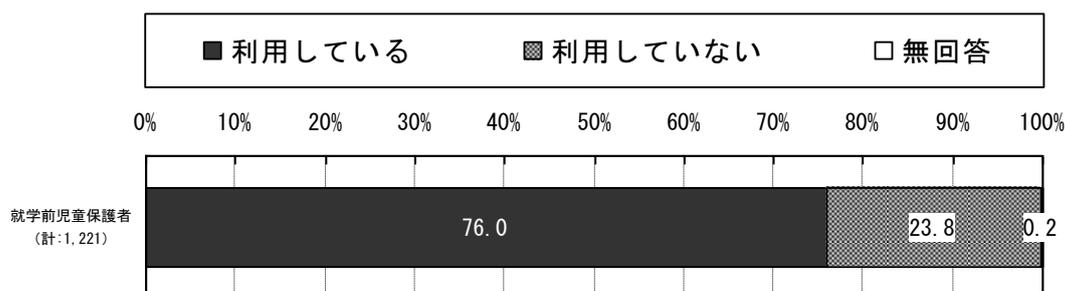
(2) 平日の定期的な教育・保育事業について

「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体的には、幼稚園や保育所、認定こども園などです。

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（単）【就学前：問 15】

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況では、「利用している」が76.0%、「利用していない」が23.8%となっています。

◇就学前児童保護者◇

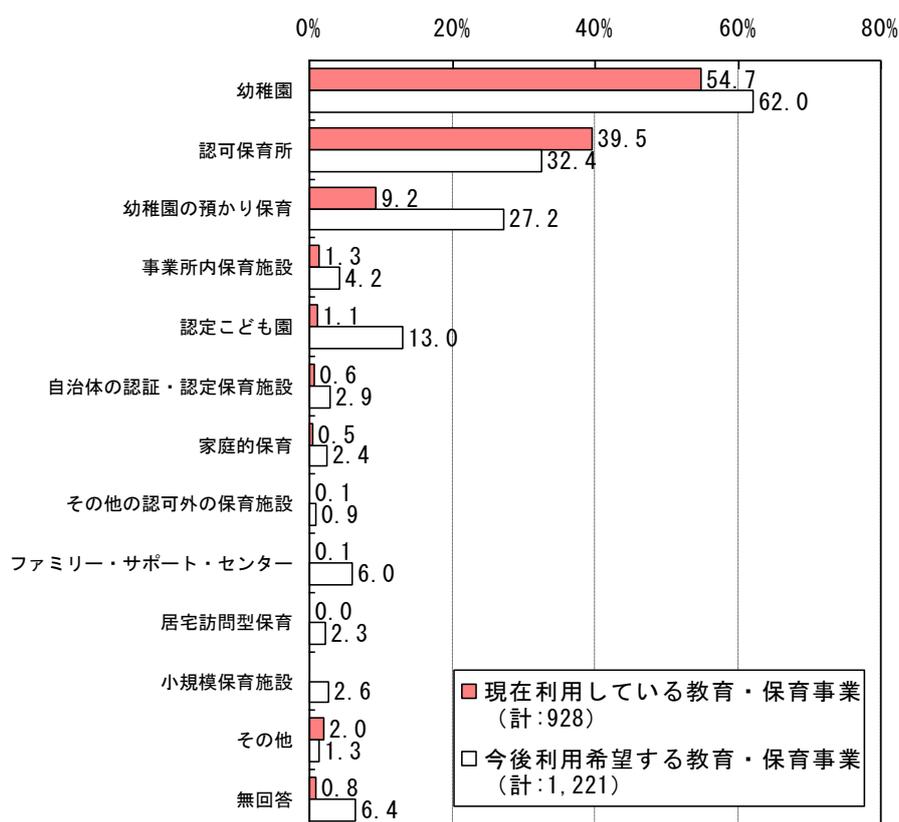


② 現在利用している平日の定期的な教育・保育事業（複）と今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業（複）【就学前：問 15-1、問 16 妊産婦：問 21-1】

現在利用している平日の定期的な教育・保育事業、今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業ともに、「幼稚園」が最も多く、次いで「認可保育所」が多く、概ね現状の利用状況と希望が一致する傾向となっています。

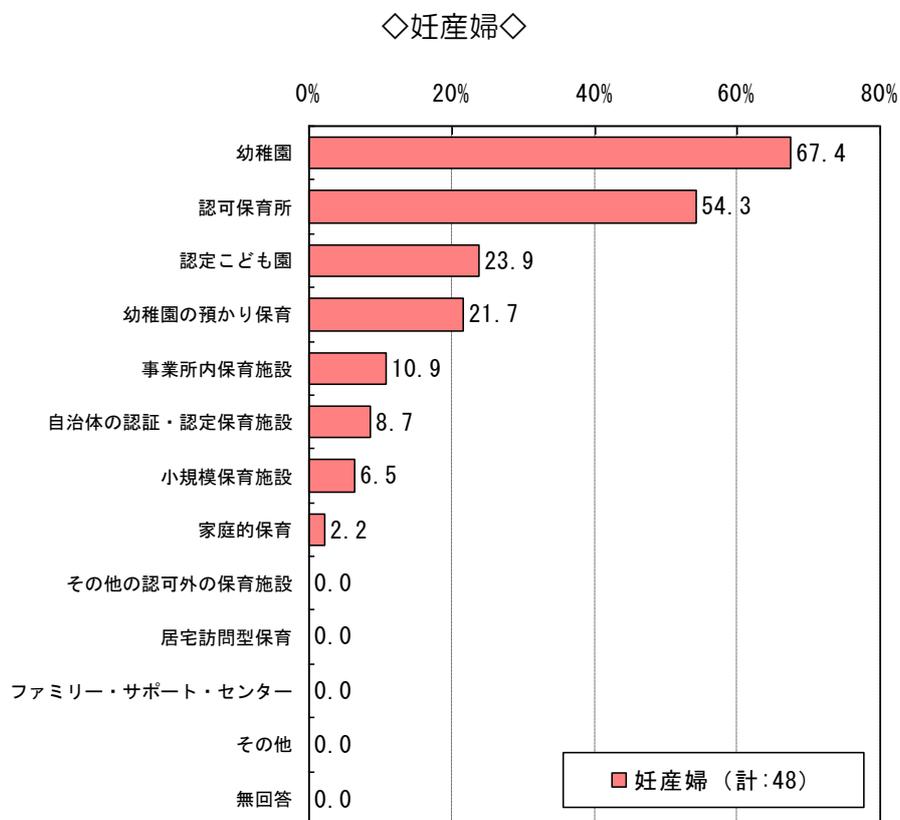
その一方で、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」では今後の利用を希望する回答が現在の利用を大きく上回っています。

◇就学前児童保護者◇



第2章 上三川町の子ども・家庭の現状

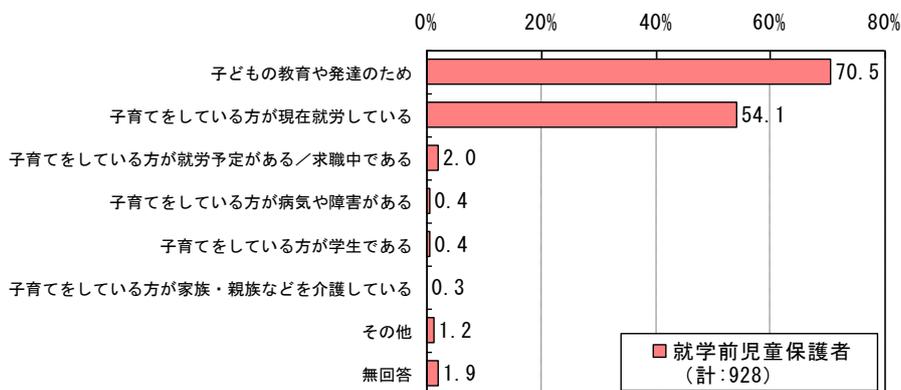
また、妊産婦の今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業では、「幼稚園」が最も多く、次いで「認可保育所」、「認定こども園」が多くなっています。



②-1 平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由（複）【就学前：問 15-4】

平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由については、「子どもの教育や発達のため」が70.5%と最も多く、次いで「子育てをしている方が現在就労している」が54.1%と回答の大半を占めています。

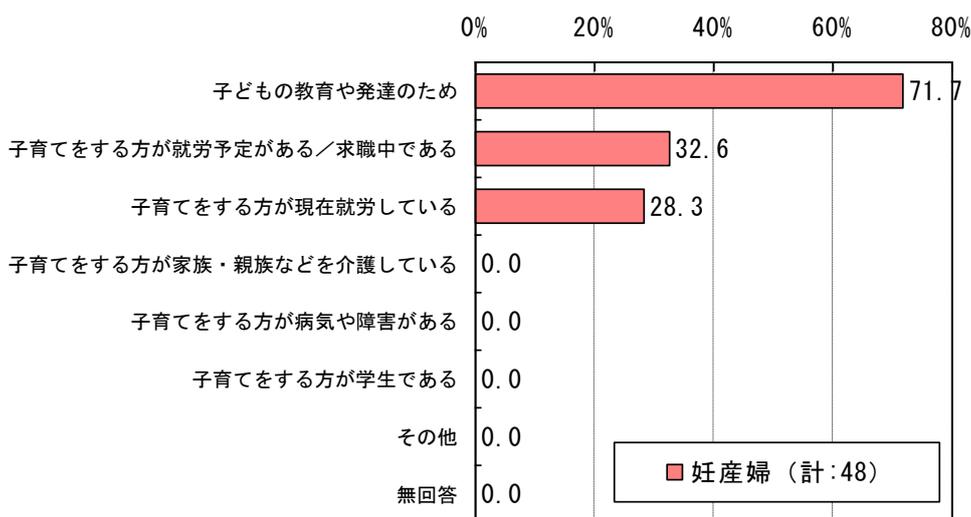
◇就学前児童保護者◇



②-2 平日の定期的な教育・保育事業を利用したい理由（複）【妊産婦：問 21-4】

平日の定期的な教育・保育事業を利用したい理由については、「子どもの教育や発達のため」が71.7%と最も多く、次いで「子育てをする方が就労予定である／求職中である」が32.6%となっています。

◇妊産婦◇



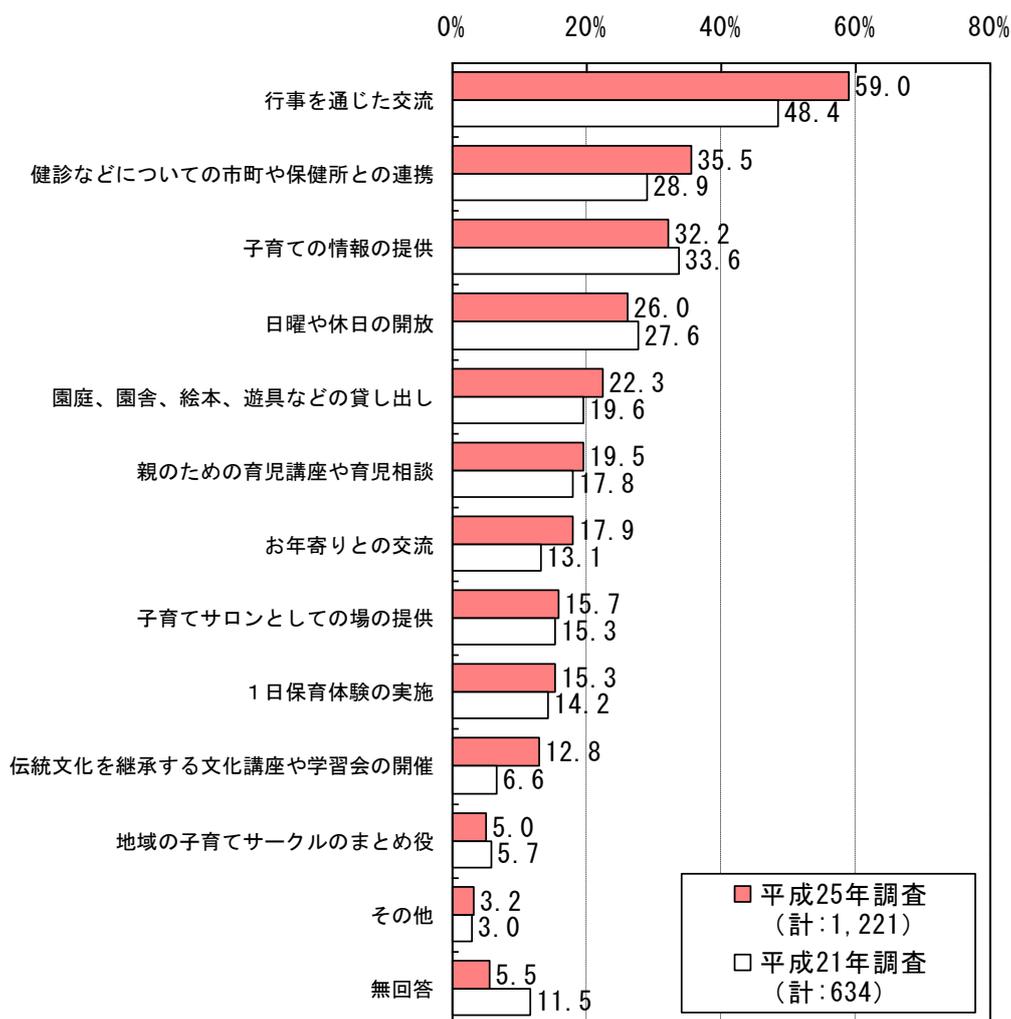
第2章 上三川町の子ども・家庭の現状

③ 保育園や幼稚園に期待すること（複）【就学前：問 36 妊産婦：問 26】

保育園や幼稚園に期待することでは平成 21 年同様の傾向が見られます。中でも、就学前児童保護者では、「行事を通じた交流」、「健診などについての市町や保健所との連携」などの要望が高くなっています。

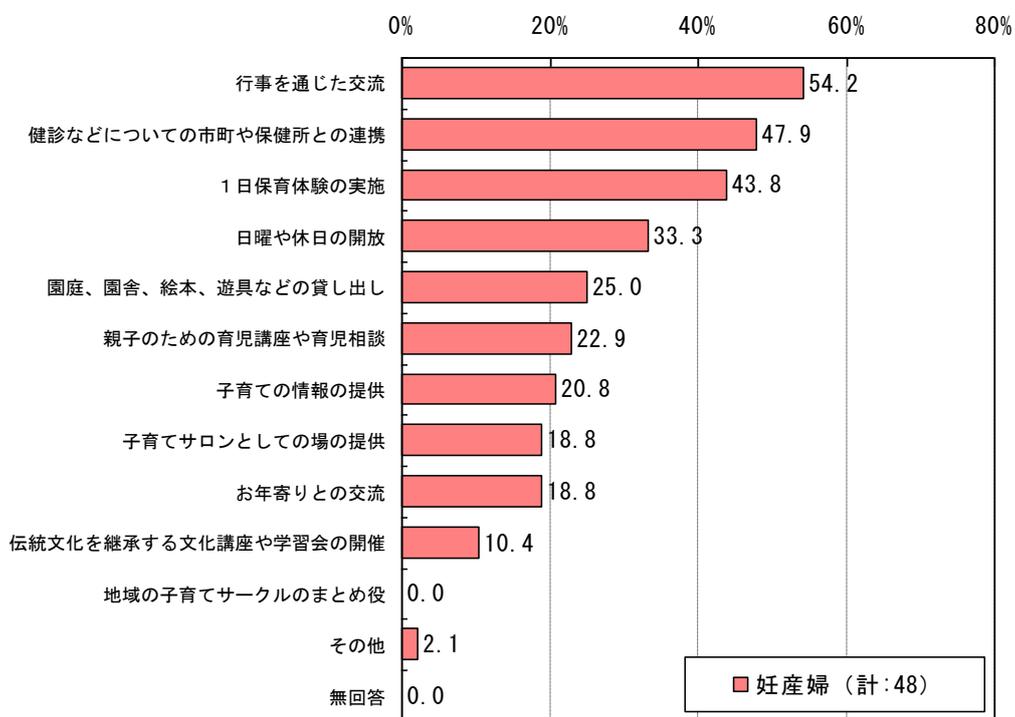
また、妊産婦でも「行事を通じた交流」が最も多く、次いで「健診などについての市町や保健所との連携」、「一日保育体験の実施」が多くなっています。

◇就学前児童保護者◇



平成 21 年調査とは・・・次世代育成支援対策行動計画後期計画策定時に行なった「子育て支援」に係るニーズ調査

◇妊産婦◇

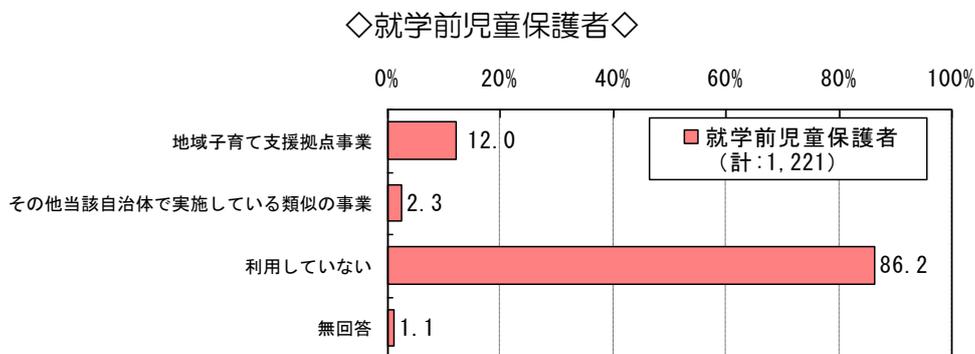


第2章 上三川町の子ども・家庭の現状

(3) 子育て支援拠点事業や町の子育て支援事業について

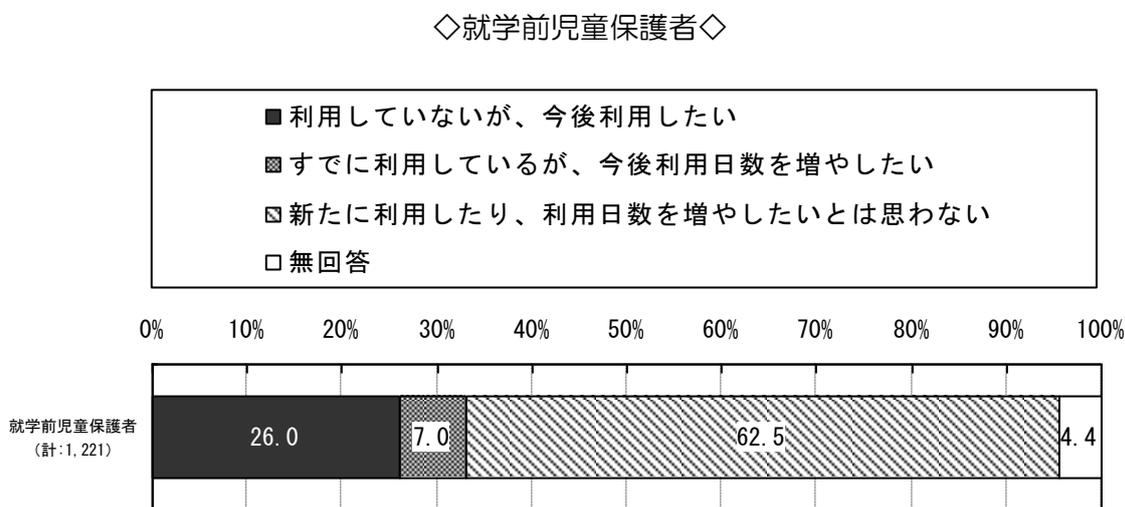
① 地域の子育て支援事業の利用状況（複）【就学前：問 17】

地域の子育て支援拠点事業の利用状況で、「地域子育て支援拠点事業」の利用は 12.0%となっています。また、「利用していない」が 86.2%と最も多くなっています。



①-1 地域の子育て支援事業の今後の利用希望（単）【就学前：問 18】

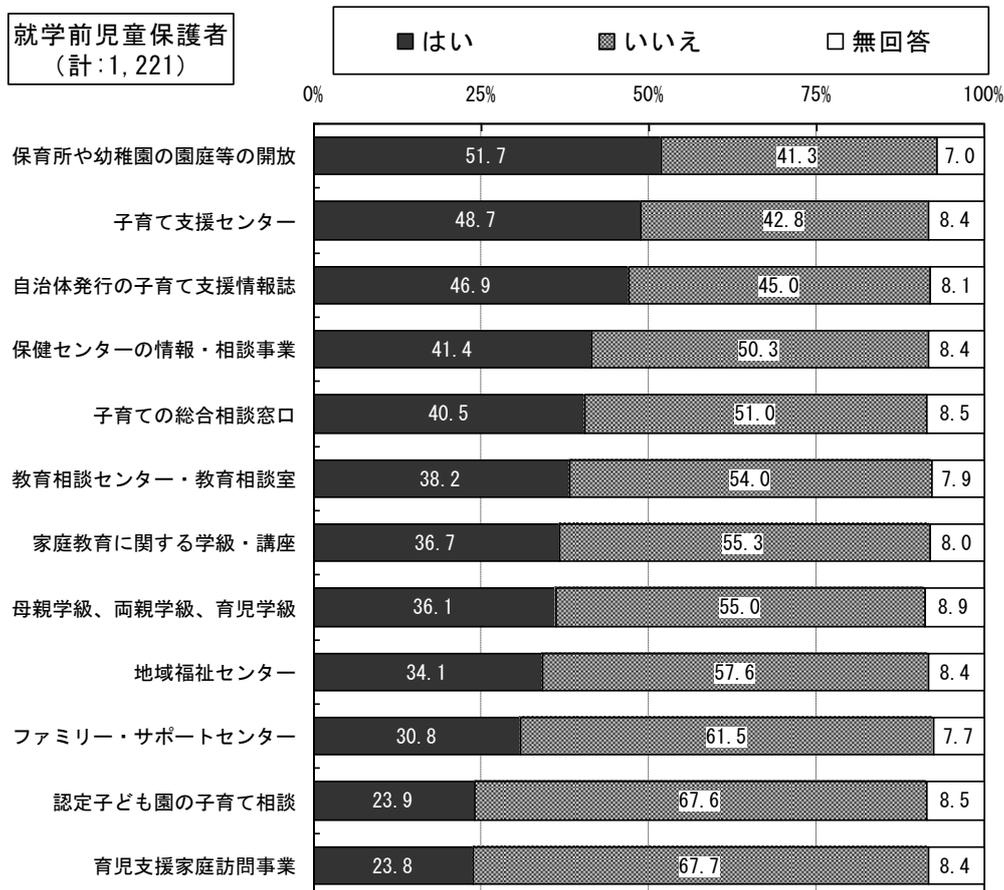
地域の子育て支援拠点事業の利用状況については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 62.5%と最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 26.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 7.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」とは思わない」が 4.4%となっています。



② 町の子育て支援事業の今後の利用意向（単）【就学前：問 19】

町の子育て支援事業等の今後の利用意向については、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「子育て支援センター」、「自治体発行の子育て支援情報誌」などで利用意向が高くなっています。

◇就学前児童保護者◇

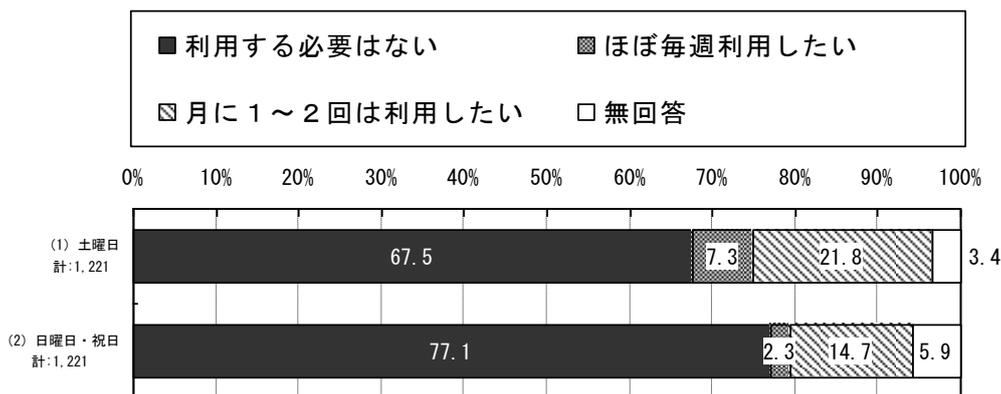


(4) 土曜・日曜日・休日や長期休暇中の教育・保育事業の利用

① 土曜・日曜日・休日の教育・保育事業の利用希望（単）【就学前：問 20】

土曜・日曜日・休日の教育・保育事業の利用希望については、土曜・日曜日・休日ともに「利用する必要はない」が最も多くなっています。また、土曜の教育・保育事業の利用希望では、日曜日・休日に比べ「ほぼ毎週利用したい」、「月に1～2回は利用したい」と回答した割合が多くなっています。

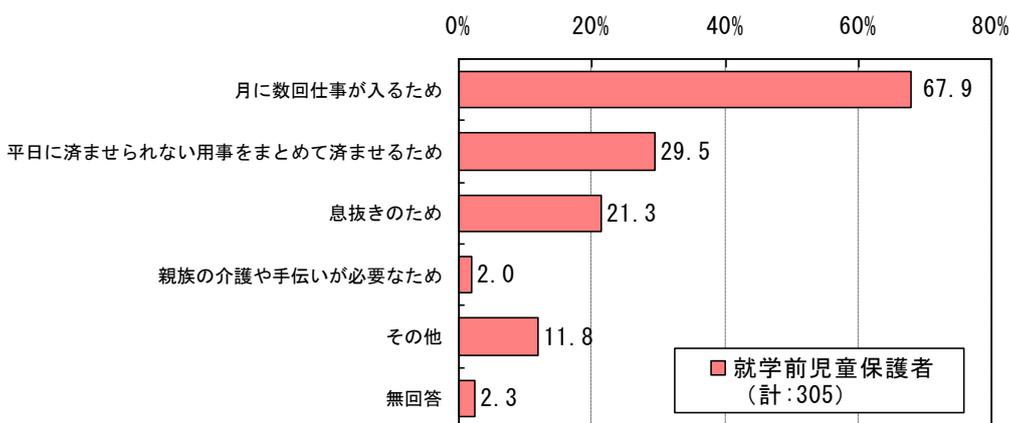
◇就学前児童保護者◇



① -1 土曜・日曜日・休日の教育保育事業の利用希望の理由（複）【就学前：問 20-1】

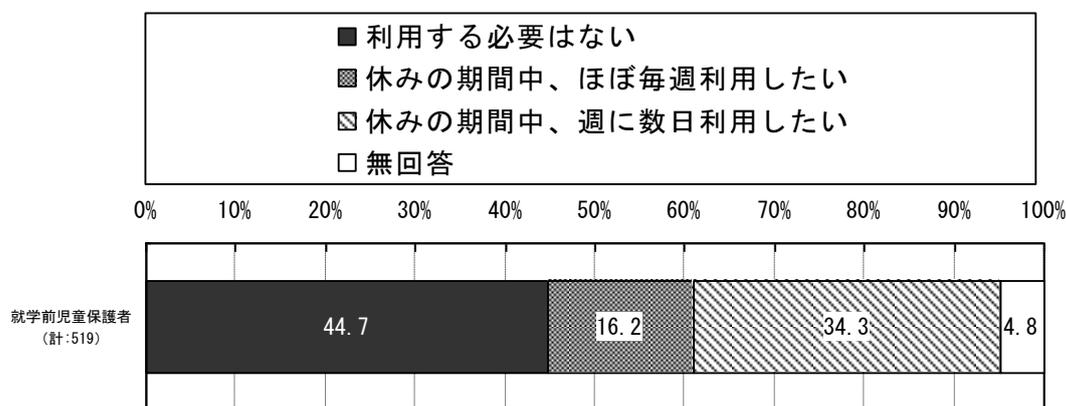
土曜・日曜日・休日の教育・保育事業の利用希望で、「月に1～2回は利用したい」と回答した方の利用希望理由は、「月に数回仕事が入るため」が67.9%と最も多く、次いで「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が29.5%、「息抜きのため」が21.3%となっています。

◇就学前児童保護者◇



- ② 長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望（単）【就学前：問 21（幼稚園を利用している方）】
 長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望では、「利用する必要はない」が 44.7%と最も多く、
 次いで「休みの期間中、週に数日利用したい」が 34.3%、「休みの期間中、ほぼ毎週利用したい」が
 16.2%となっています。

◇就学前児童保護者◇

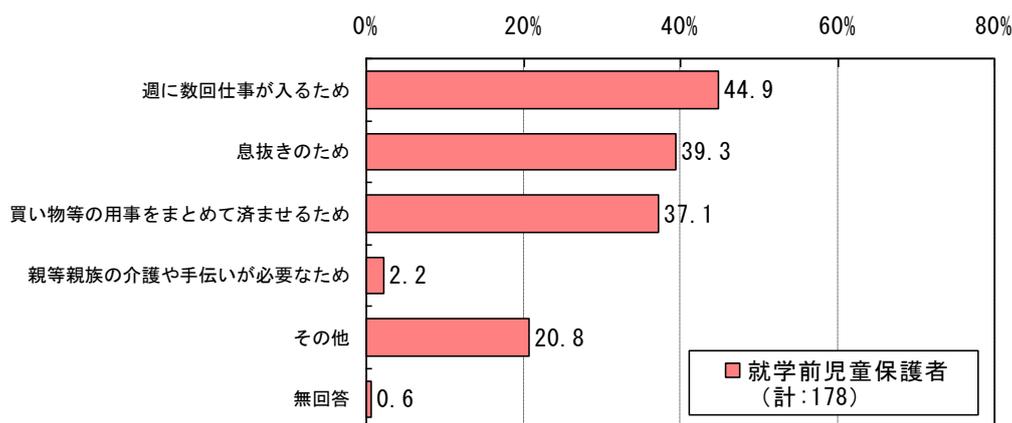


- ②-1 長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望（複）

【就学前：問 21-1（幼稚園を利用している方）】

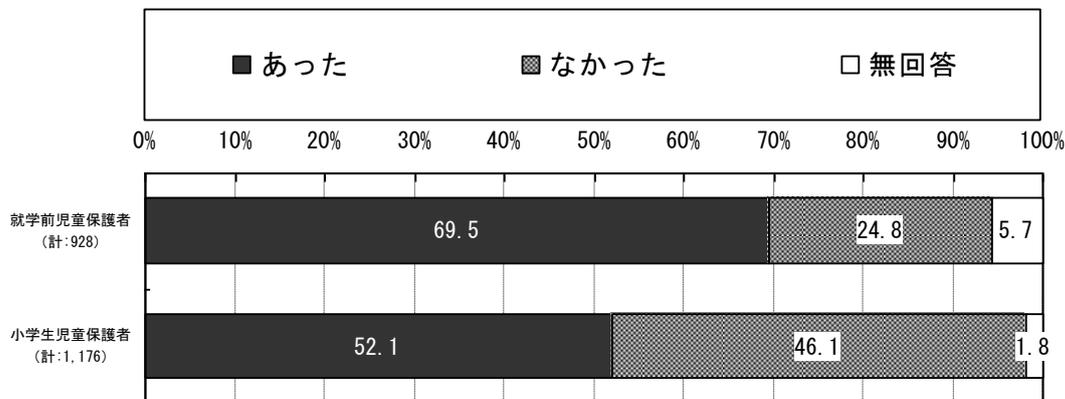
長期の休暇中の教育・保育事業の利用希望で、「週に数日利用したい」と回答した方の利用希望理由は、「週に数回仕事が入るため」が 44.9%と最も多く、次いで「息抜きのため」が 39.3%、「買い物等の用事をまとめて済ませるため」が 37.1%となっています。

◇就学前児童保護者◇



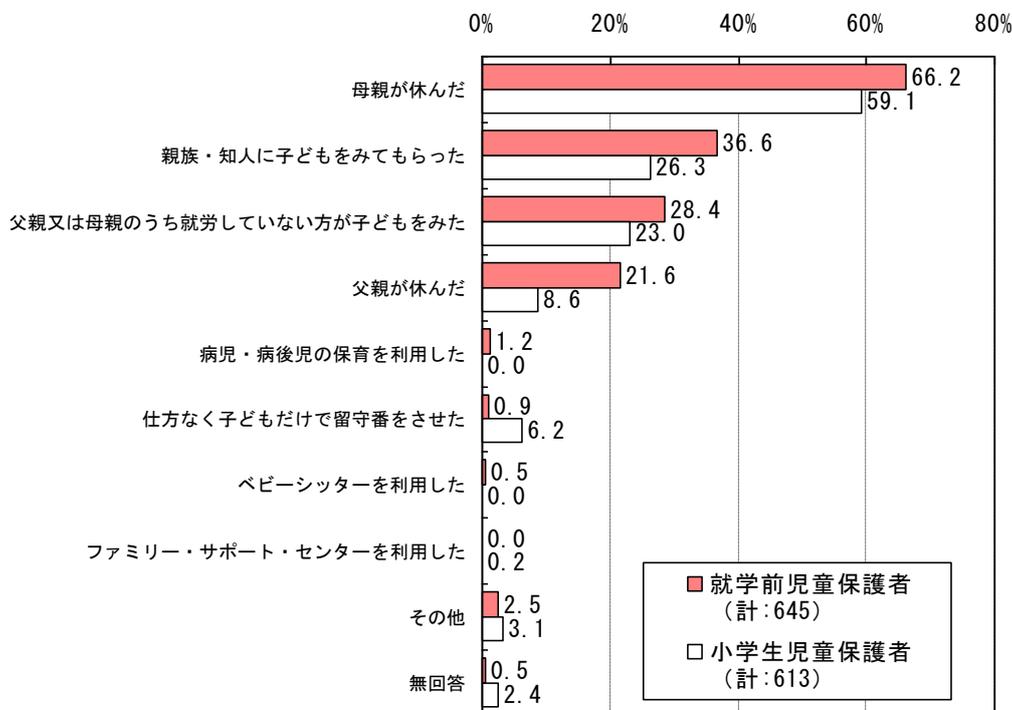
(5) 不特定の教育・保育事業の利用について

① 病気の際の対応(単)【就学前：問 22 (教育・保育事業を利用していると回答した方)、小学生：問 15】
 子どもが病気やけが等で教育・保育事業を利用できない、または学校を休まなければならなかったことが「あった」と回答した割合は、就学前児童保護者では7割、小学生保護者では5割となっています。

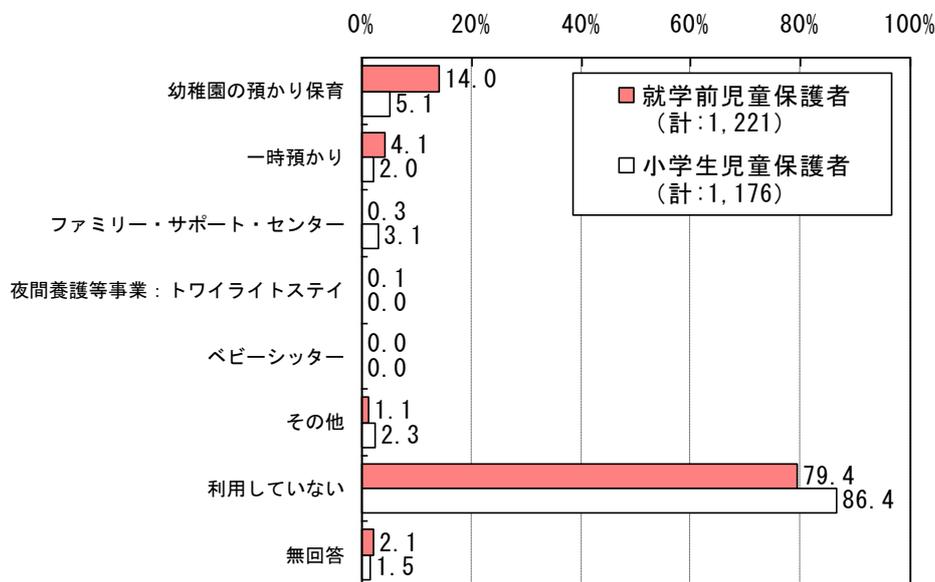


①-1 病気の際の対応方法(複)【就学前：問 22-1、小学生：問 15-1】

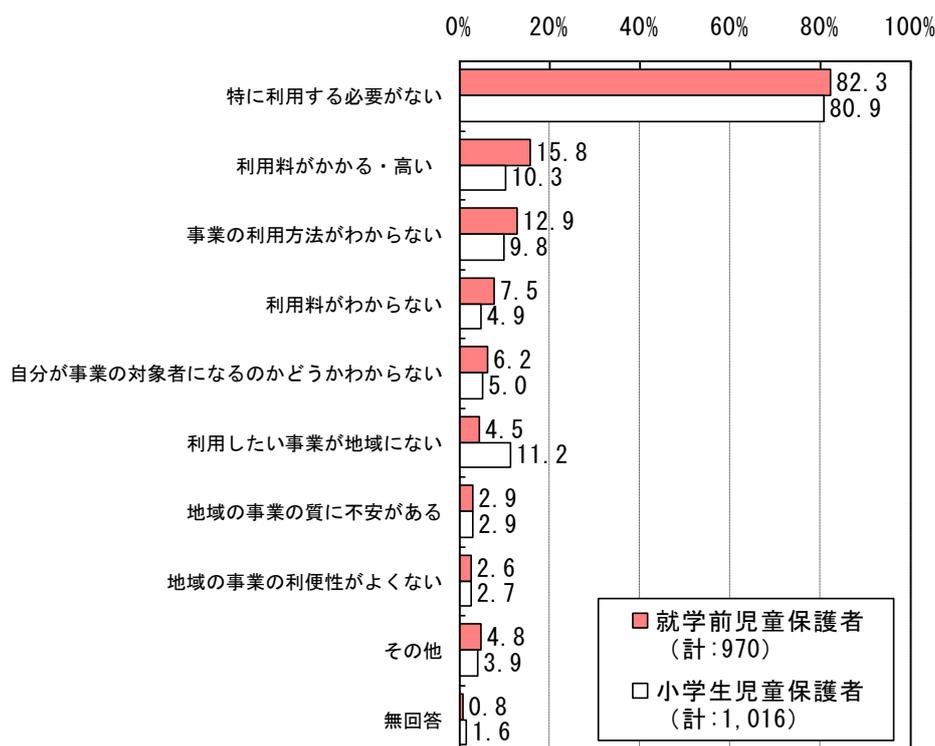
病気の際の対応方法は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「母親が休んだ」が最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」となっています。



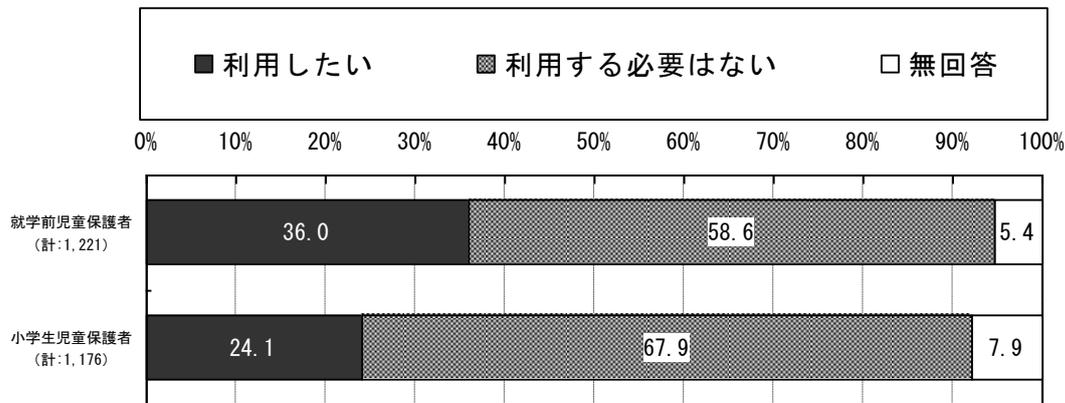
② 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用（複）【就学前：問 23、小学生：問 16】
 私用、親の通院、不特定の就労等で不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「利用していない」が8割となっています。就学前児童保護者の利用では「幼稚園の預かり保育」が多くなっています。



②-1 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用していない理由（複）
 【就学前：問 23-1、小学生：問 16-1】
 私用、親の通院、不特定の就労等で不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用していない理由は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「特に利用する必要がない」が最も多くなっています。



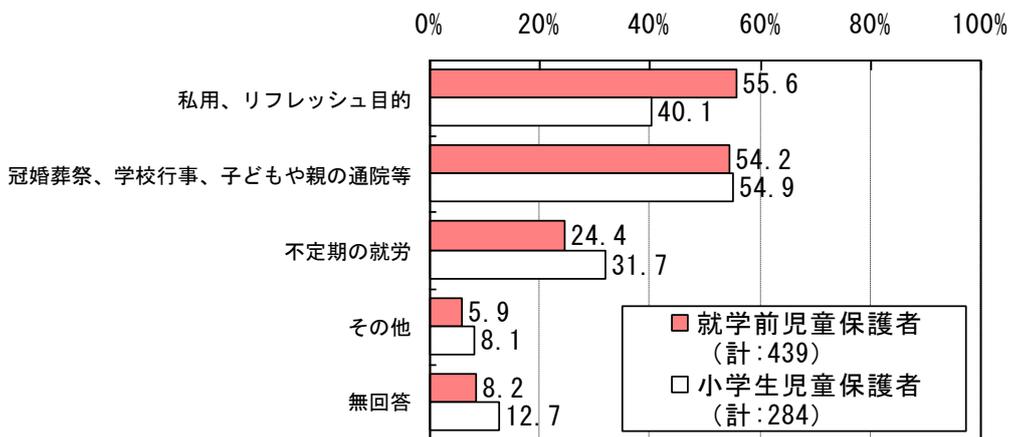
③ 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用希望（単）【就学前：問 24、小学生：問 17】
 私用、親の通院、不特定の就労等で不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用希望は、就学前児童保護者では 36.0%、小学生保護者では 24.1%が「利用したい」と回答しています。



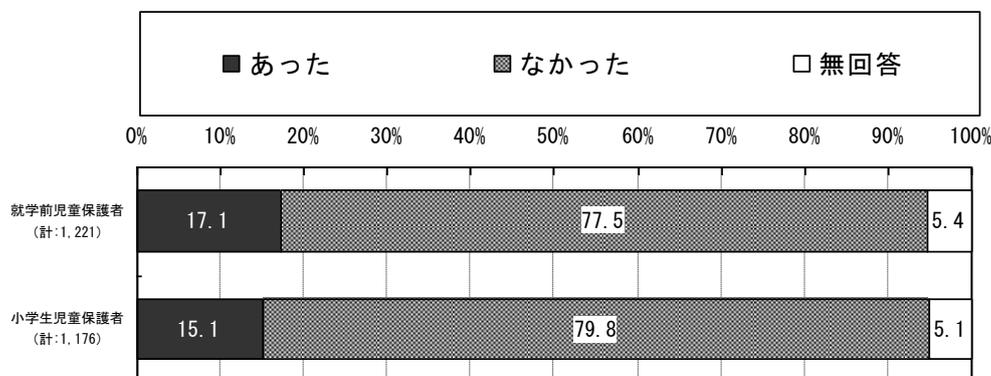
③-1 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用したい理由（複）

【就学前：問 24-1、小学生：問 17-1】

私用、親の通院、不特定の就労等で不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用したい理由は、就学前児童保護者では「私用、リフレッシュ目的」が最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」、「不特定の就労」となっています。また、小学生保護者では、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が最も多く、次いで「私用、リフレッシュ目的」、「不特定の就労」となっています。



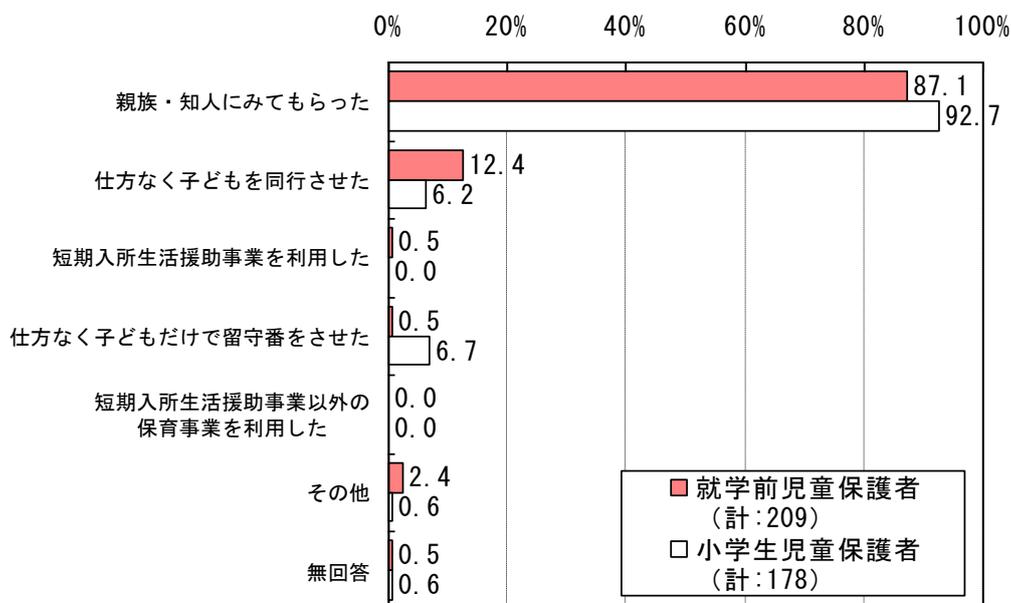
④ 冠婚葬祭等により子どもを泊りがけで家族以外にみてもらったこと（単）【就学前：問25、小学生：問18】
 冠婚葬祭等により子どもを泊りがけで家族以外にみてもらった状況の有無については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「なかった」が7割を占めています。



④-1 冠婚葬祭等の泊りがけでの保護者の用事があったときの対処方法（複）

【就学前：問25、小学生：問18】

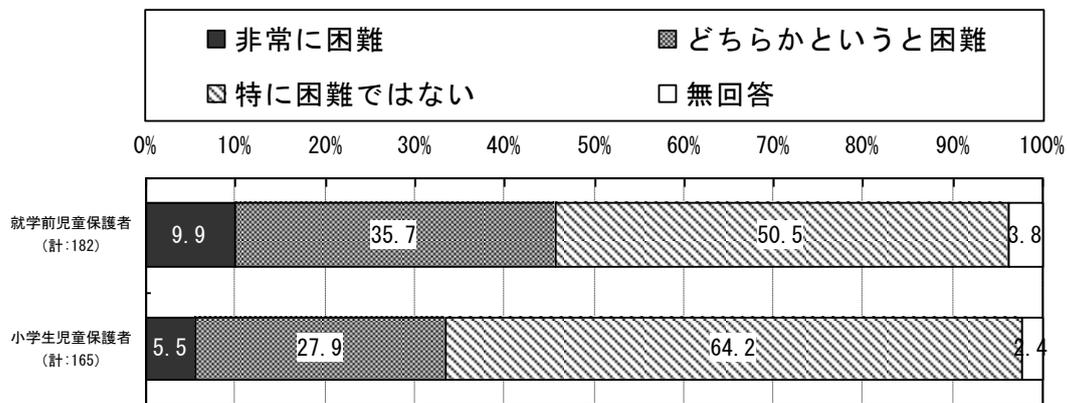
冠婚葬祭等の泊りがけでの保護者の用事があったときの対処方法については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「親族・知人にみてもらった」が回答の大半を占めています。就学前児童保護者では「仕方なく子どもを同行させた」が12.4%、小学生保護者では「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が6.7%と多くなっています。



第2章 上三川町の子ども・家庭の現状

④-2 親族・知人にみてもらったときの困難度（単）【就学前：問 25-1、小学生：問 18-1】

親族・知人にみてもらったときの困難度については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「特に困難ではない」が大半を占めていますが、「非常に困難」、「どちらかという困難」の回答は、小学生保護者より就学前児童保護者が多くなっています。



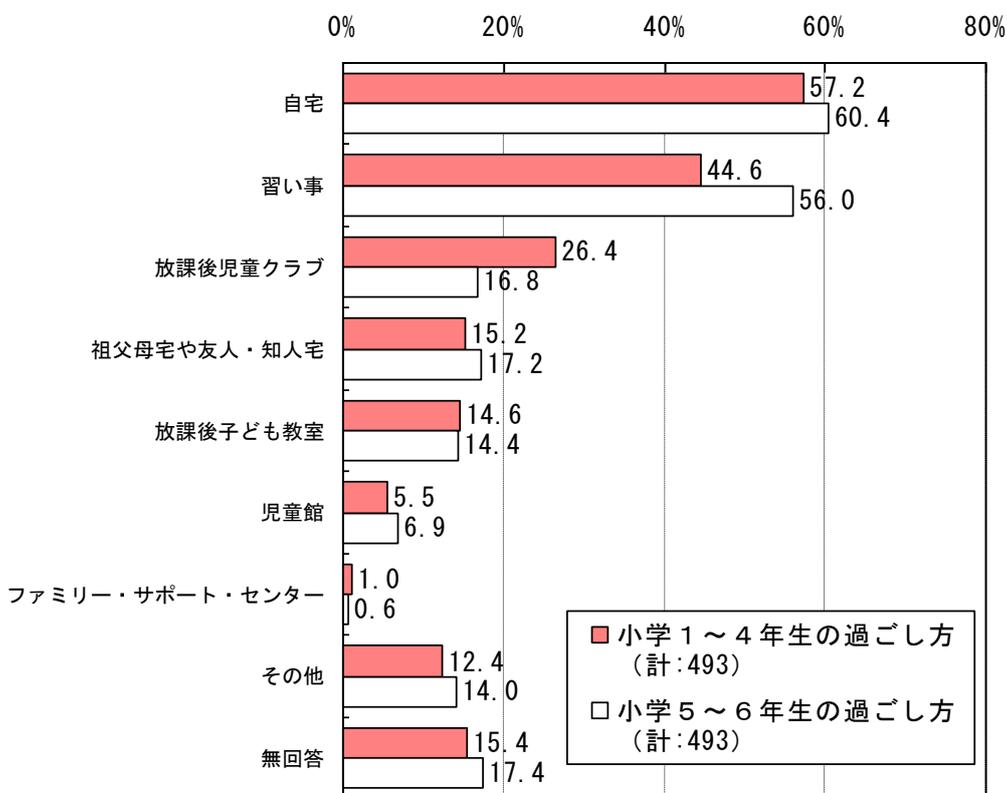
(6) 放課後の過ごし方について

① 小学校入学後の放課後の過ごし方(複) ※就学前の5歳以上の保護者が回答 【就学前：問 26、27】

小学校入学後、希望する放課後の過ごし方については、小学生1～4年生では「自宅」、「習い事」が4割以上と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が26.4%となっています。

小学5～6年生では「自宅」が60.4%と最も多く、次いで「習い事」が56.0%と多くなっています。「放課後児童クラブ」は16.8%で小学1～4年生の過ごし方と比べると利用意向が少なくなっています。

◇就学前児童保護者◇



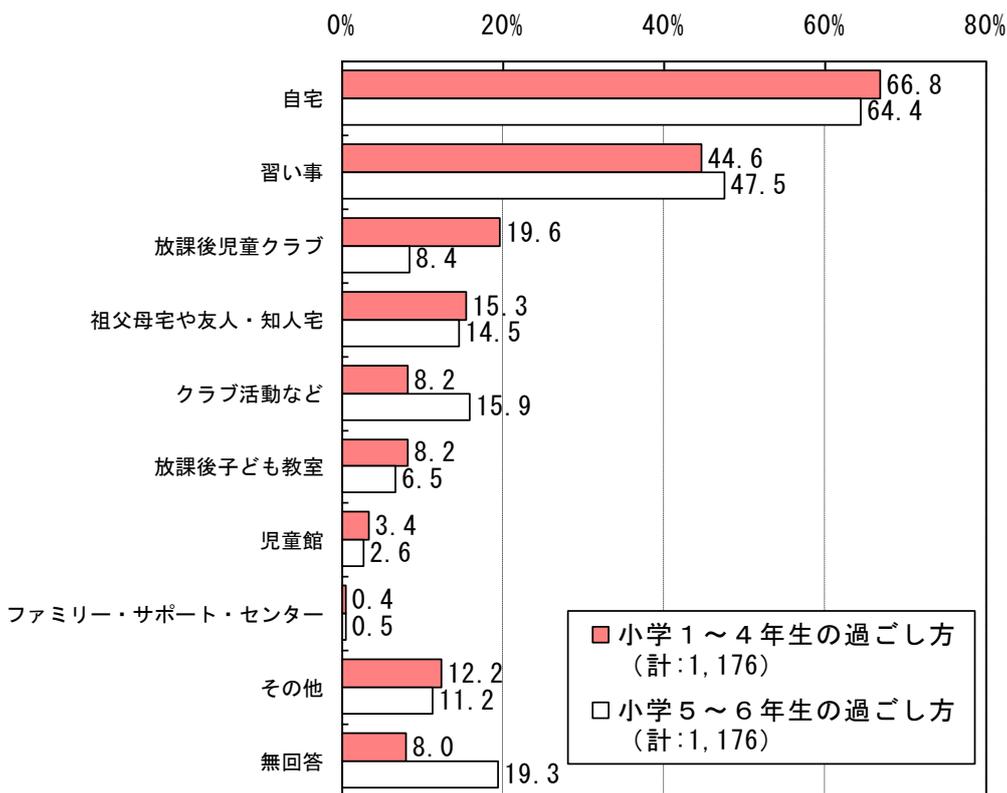
第2章 上三川町の子ども・家庭の現状

② 今後の希望する放課後の過ごし方（複）【小学生：問 19、問 20】

今後の希望する放課後の過ごし方については、小学校1～4年生の過ごし方、小学5～6年生の過ごし方ともに「自宅」、「習い事」の回答が4割以上となっています。

また、「放課後児童クラブ」については、小学1～4年生の過ごし方での回答が多くなっています。

◇小学生保護者◇

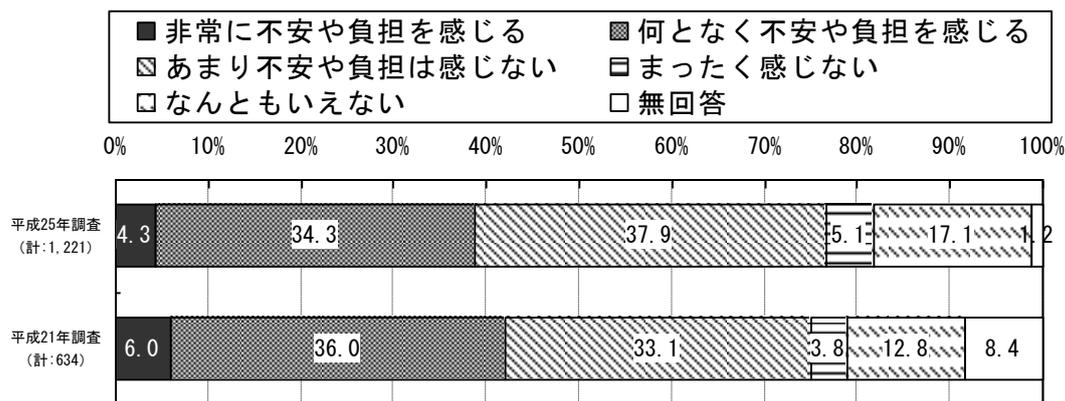


(7) 子育て支援について

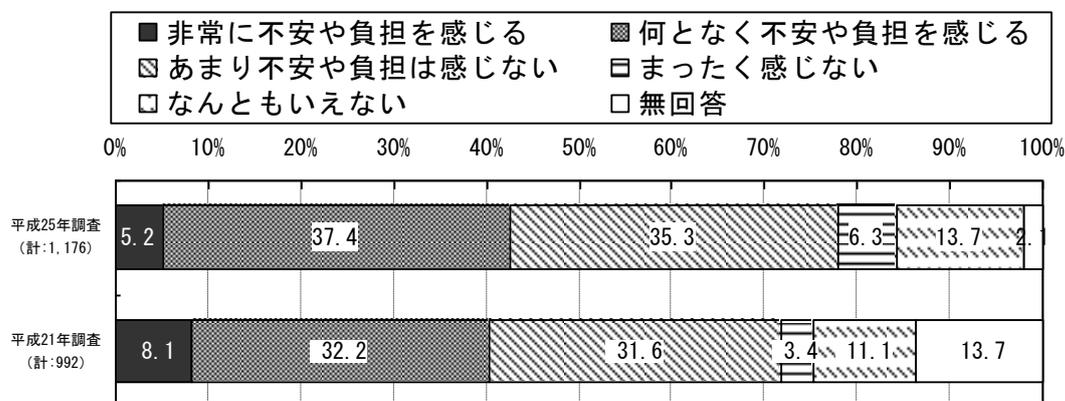
① 子育てに関する不安等について（単）【就学前：問 33、小学生：問 26】

子育てに関する不安感では、就学前児童保護者は「非常に不安や負担を感じる」、「何となく不安や負担を感じる」と回答した割合が平成 21 年調査に比べ減少しています。小学生保護者では、「非常に不安や負担を感じる」、「何となく不安や負担を感じる」との回答が多くなっています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇



平成 21 年調査とは・・・次世代育成支援対策行動計画後期計画策定時に行なった「子育て支援」に係るニーズ調査

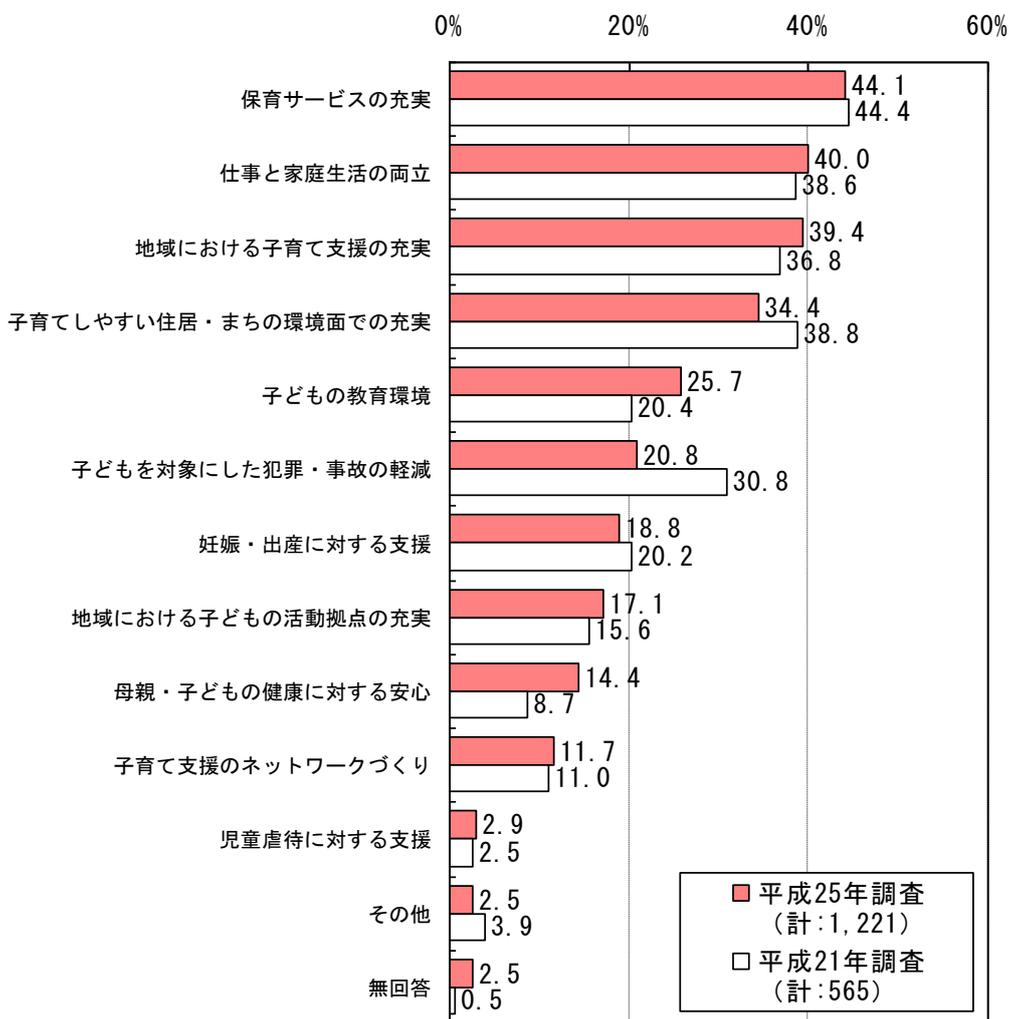
第2章 上三川町の子ども・家庭の現状

② 地域の子育て支援について（複）【就学前：問 35 小学生：問 29 妊産婦：問 25】

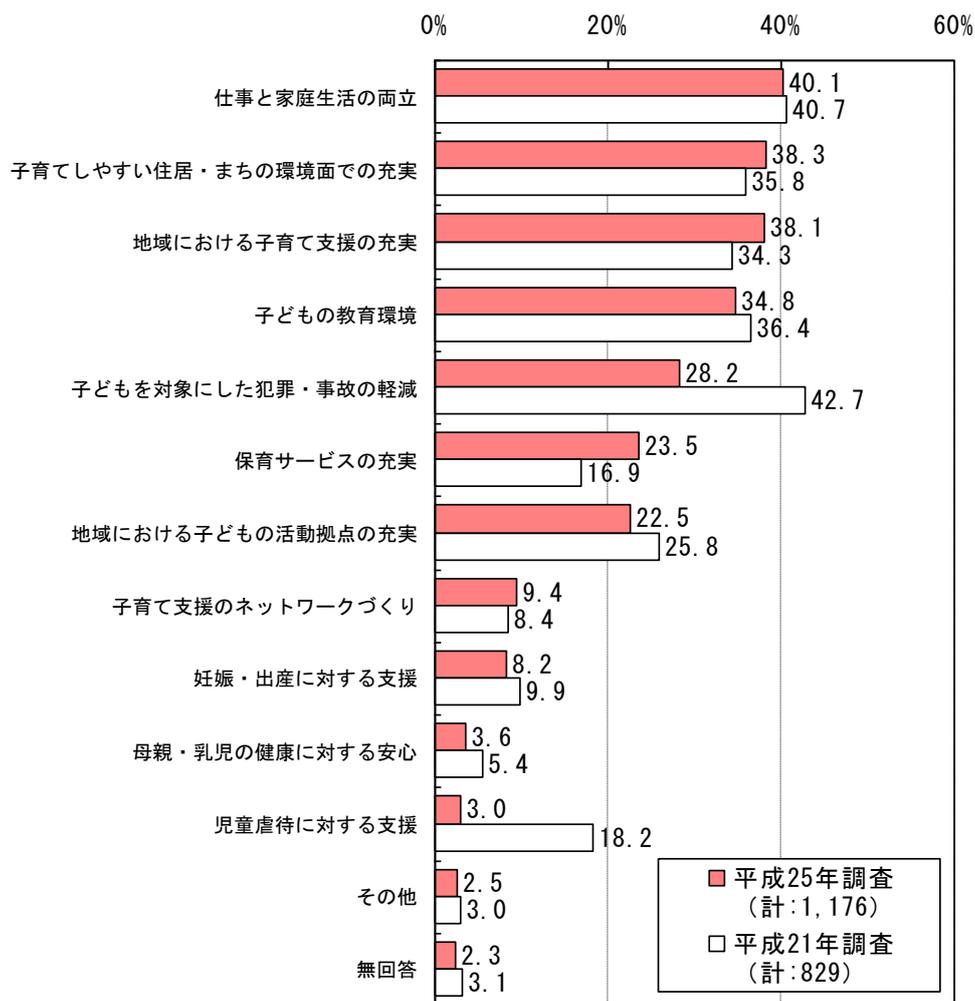
就学前児童保護者、小学生保護者ともに平成 21 年同様の傾向が見られます。その中で、平成 21 年と平成 25 年を比較すると、就学前児童保護者では「子どもの教育環境」、「母親・子どもの健康に対する安心」、小学生保護者では「地域における子育て支援の充実」、「保育サービスの充実」などの要望が高くなっています。

また、妊産婦では「保育サービスの充実」が最も多く、次いで「仕事家庭生活の両立」、「地域における子育て支援の充実」、「妊娠・出産に対する支援」が多くなっています。

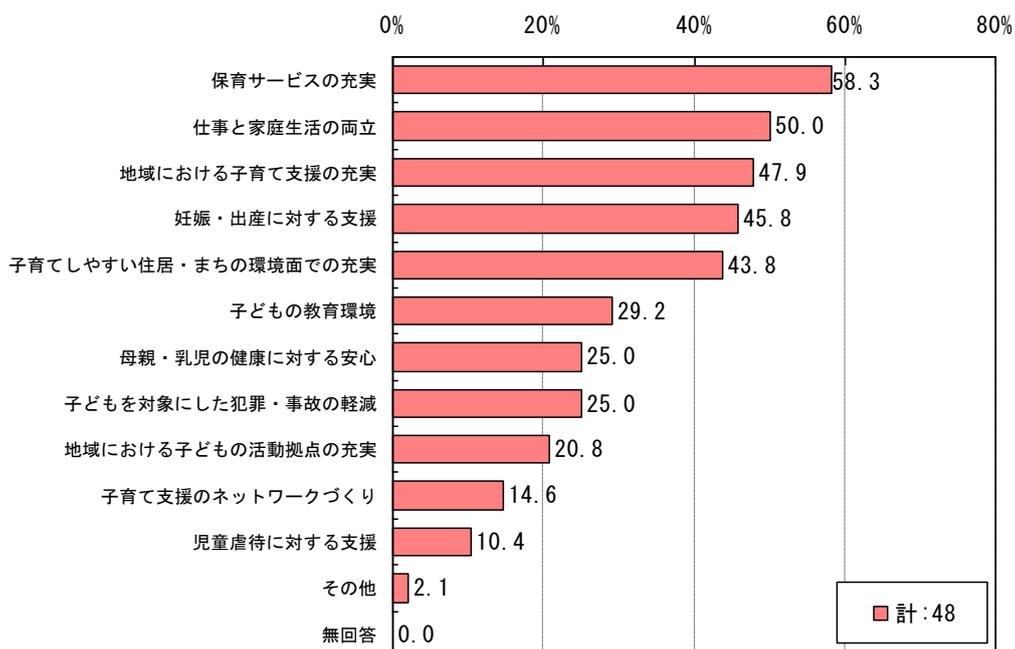
◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇



◇妊産婦◇

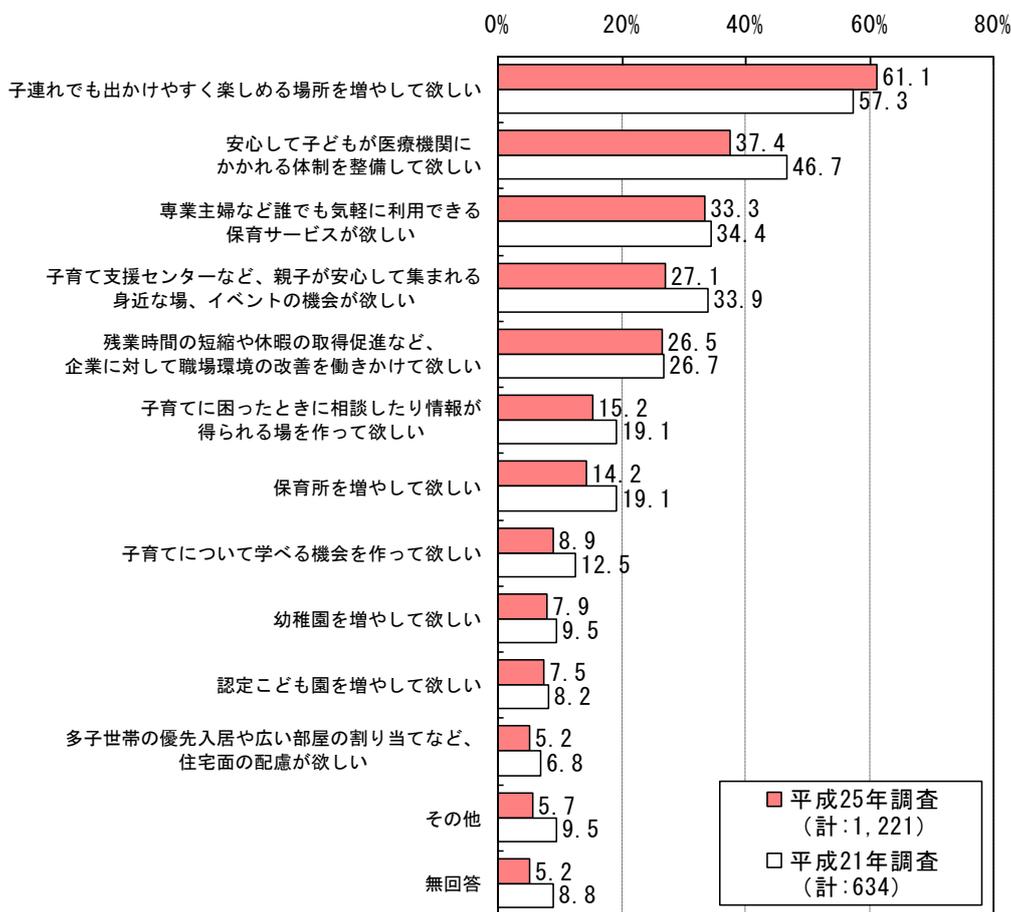


③ 子育て支援の充実を図ってほしいこと（複）【就学前：問 39 小学生：問 33 妊産婦：問 24】

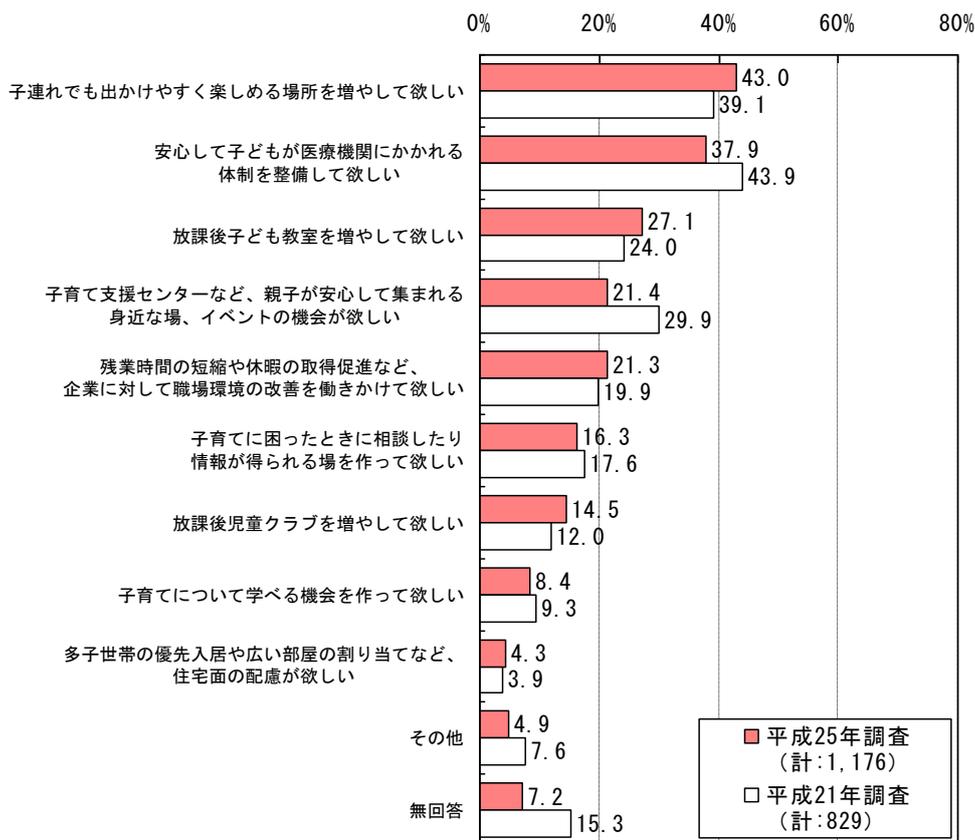
行政に対して今後充実を図ってほしい子育て支援では、平成 21 年同様の傾向が見られます。その中でも就学前児童保護者では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、小学生保護者では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「放課後児童クラブを増やして欲しい」、「放課後子ども教室を増やして欲しい」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」などの要望が高くなっています。

また、妊産婦では「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「子育て支援センターなど、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」、「保育所などが近くにほしい」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」などの要望が高くなっています。

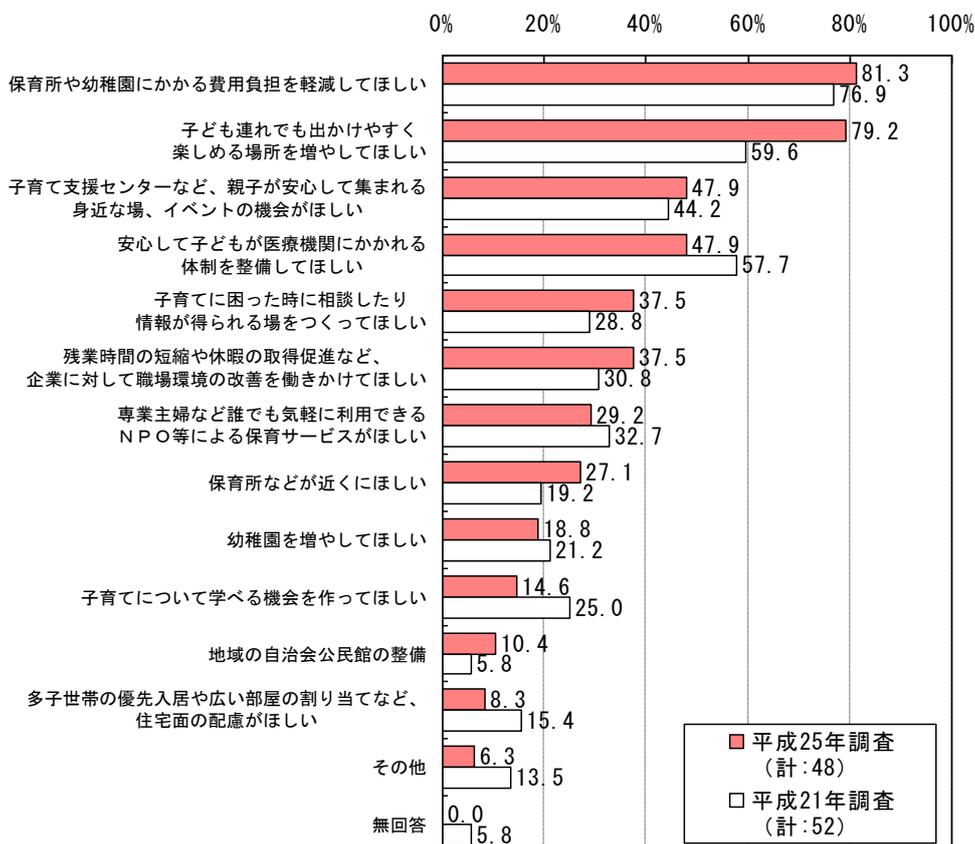
◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇

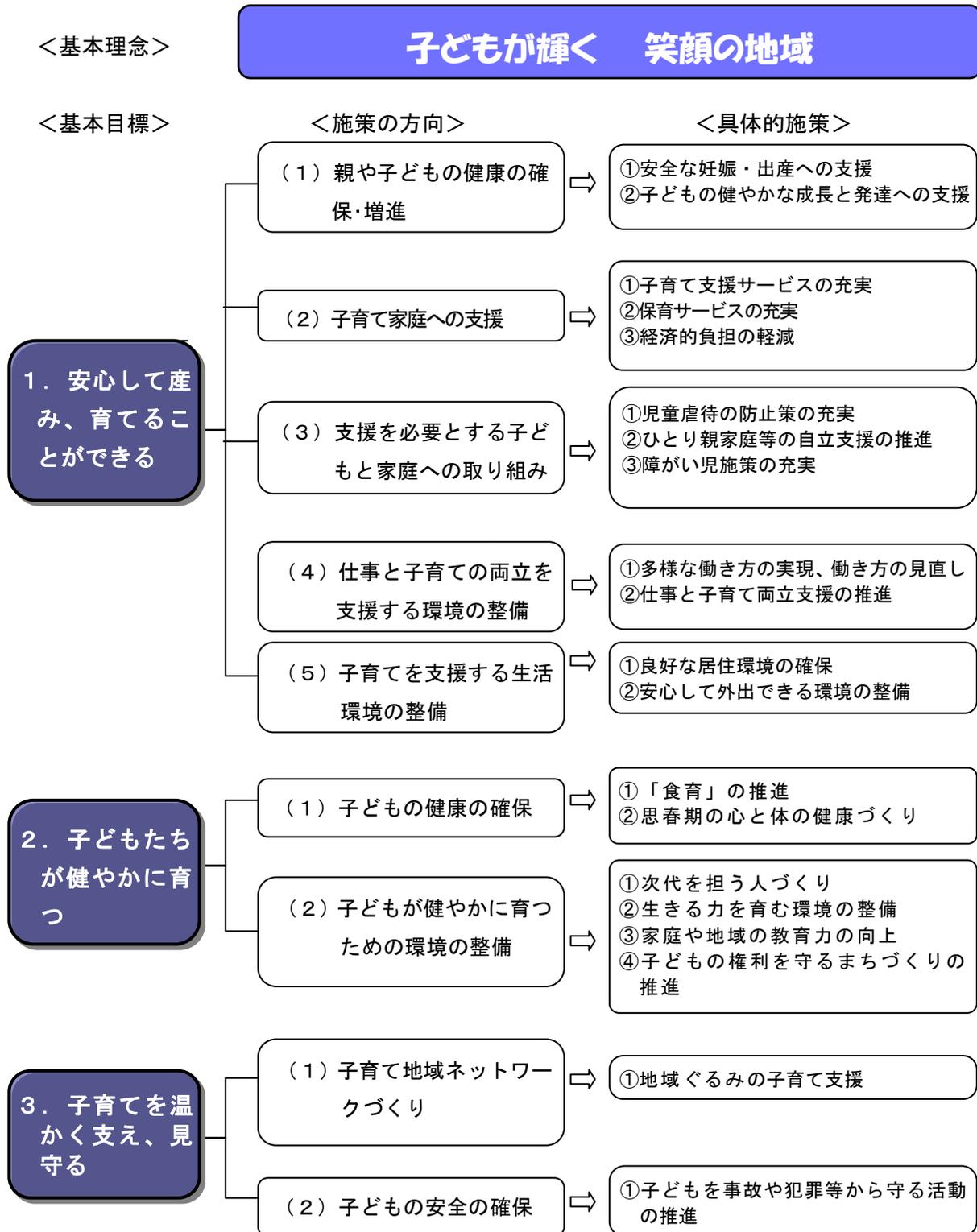


◇妊産婦◇



7. 次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の実施状況

上三川町では、平成22年度から平成26年度を計画期間とする次世代育成支援対策行動計画（後期計画）に基づき、「子どもが輝く 笑顔の地域～みんなで実践しよう“かみのかわ”子育てプラン～」を基本理念として、3つの基本目標を定め、さまざまな子育て支援施策を図ってきました。



上三川町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）で設定した目標事業量の実施状況は以下のとおりです。

項目		21年度 策定時	26年度 目標事業量	26年度 実績見込み
保育6サービス	人数	0～2歳児	249	271
		3～5歳児	356	378
保育5サービス	人数	0～2歳児	249	271
		3～5歳児	262	284
認可保育所	人数	0～2歳児	249	269
		3～5歳児	262	282
幼稚園の預かり保育	人数	0～2歳児	0	4
		3～5歳児	94	92
延長保育	平均利用者数		24	26
	か所数		3	6
休日保育	定員		0	9
	か所数		0	1
病児・病後児保育 (体調不良時対応)	年間利用者数(延)		200	254
	か所数		1	1
特定保育	定員		0	0
	か所数		0	0
放課後児童クラブ (小学校1～3年生)	利用者数(実)		184	177
	か所数		7	7
放課後子ども教室	か所数		5	5
一時預かり事業 (認可保育所)	年間利用者数		0	450
	か所数		0	2
地域子育て支援拠点事業	か所数(センター型)		0	1
ファミリー・サポート・センター事業	か所数		0	1
ショートステイ	か所数		0	0
トワイライトステイ	か所数		0	0

※保育5サービス：認可保育所、家庭的保育、事業所内保育、認証・認定保育施設、その他の保育施設5サービス。

保育6サービス：保育5サービスに「幼稚園の預かり保育」を加えたもの。

第2章 上三川町の子ども・家庭の現状

また、上三川町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の3つの基本目標別の事業の実施状況は以下のとおりになっています。

実施状況 A：予定通り事業を実施し、今後も継続（新規事業含む）
 B：未実施・検討中
 C：事業の廃止

■基本目標1 安心して産み、育てることができる

基本目標1の「安心して産み、育てることができる」では、「(2) 子育て家庭への支援」の「ショートステイ」、「トワイライトステイ」が未着手となりました。両事業については、参入事業者がなく、整備がなかなか進まない状況です。そのため、広域での体制づくりを含めて、検討する必要があります。

施策の方向	事業数	実施状況		
		A	B	C
(1) 親や子どもの健康の確保・増進	15	15	0	0
(2) 子育て家庭への支援	27	24	2	1
(3) 支援を必要とする子どもと家庭への取り組み	24	24	0	0
(4) 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備	8	6	0	2
(5) 子育てを支援する生活環境の整備	2	2	0	0

※事業数は再掲事業を除く

■基本目標2 子どもたちが健やかに育つ

基本目標2の「子どもたちが健やかに育つ」では、概ね事業は実施されました。引き続き事業内容の見直しや事業の周知を図り、各事業を充実させていくことが必要です。

施策の方向	事業数	実施状況		
		A	B	C
(1) 子どもの健康の確保	14	14	0	0
(2) 子どもが健やかに育つための環境の整備	26	25	0	1

※事業数は再掲事業を除く

■基本目標3 子育てを温かく支え、見守る

基本目標3の「子育てを温かく支え、見守る」では、概ね事業は実施されました。引き続き居住環境や道路交通環境の見直しなど推進して行くことが必要です。

施策の方向	事業数	実施状況		
		A	B	C
(1) 子育て地域ネットワークづくり	0	—	—	—
(2) 子どもの安全の確保	9	9	0	0

※(1) 子育て地域ネットワークづくりは再掲のみだったため事業数は0となっています。

※事業数は再掲事業を除く

8. 課題と方向性

上三川町の統計などからみる子どもや子育て家庭の状況、ニーズ調査結果からみる子どもや保護者の意識、また、上三川町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の評価を踏まえた、本計画における主な課題と今後の方向性は以下のとおりです。

就学前教育・保育の充実

乳幼児期は心身の発達が著しい時期であり、情緒の安定、基本的な生活習慣の確立、集団生活の体験など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境が変化している中において、幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育施設では、乳幼児期にふさわしい生活を展開しながら、子どもの豊かな育ちを保障していくための取り組みの工夫がさらに求められます。

幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育施設が、それぞれの方針や特色を活かした教育・保育を充実させるとともに、各施設がそれぞれの設置の目的や制度の違いをこえて連携し、共通理解を図りながら就学前教育・保育の充実に取り組むことが必要です。

本町においても、保育所、幼稚園、小・中学校連携の取り組みや多世代交流などを実施し、多様な人との関わりを通して子どもの豊かな育ちをめざしていきます。

そのためにも、子どもの育ちや学びの連続性をめざし、就学前教育・保育と小学校以降の教育との連携を強化するとともに、それに向けた機会や場の拡充が必要です。

家庭や地域での子育て力の向上

核家族化や地域のコミュニティの希薄化などを背景とし、子どもを育てることに対する不安や悩みをもつ保護者は少なくありません。その中で、子育て支援センターなどで子育て家庭に対する支援活動を行っていますが、これらの施設や交流の機会などに参加しない家庭も存在しているのが現状です。

今後は、これらの施設や交流の機会などへの参加促進に向けた内容面の充実や積極的なPRを進め、子育て家庭の不安・悩みの解消につなげていくことが必要です。また、子どもの育ちについて地域との関わりを求める意識が高くなっている中で、現在活動している団体や人材だけでなく、地域全体で子どもを育てる機運を高めることや、実際に子育て支援を行う人材の確保や育成など地域資源の発掘・活用が必要です。

働きながら子育てできる環境づくり

核家族化の進行や女性の就業率の増加などを背景として、女性が安心して働きながら子育てできる環境づくりが求められます。そのような中、本町においても保育ニーズはますます高まっています。認可保育所では、定員超過が続き、3歳未満の低年齢児の入所希望が増加傾向にあり、0歳児において、待機児童が発生しています。これらの保育ニーズに対して、保育所の適正な整備や幼稚園の認定子ども園化、小規模保育や家庭的保育事業の推進など、多様な保育サービスの充実が必要です。

働きながら子育てできる家庭づくりに向けては、保育サービスの充実以外にも家庭での役割分担、企業の実環境整備、地域での子育て支援など、多面的にアプローチしていくことが求められ、社会全体としての意識啓発や仕組みづくりが必要です。

子どもが安全・安心して、楽しめる居場所をつくる

子どもが本町で育っていくうえで、安全・安心を確保することはとても重要なことです。

就学前児童においては、保護者とともに行動することも多く、子育て家庭が安全に移動でき、心地よく暮らしていける環境づくりが求められます。小学生になると母親の就業率も高まり、放課後の子どもの居場所づくりとして、放課後児童クラブや放課後子ども教室の拡充を図るとともに、子ども同士で安全に過ごせる遊び場などの確保・整備が求められます。

子どものライフステージによって、居場所や環境が変化していくことを踏まえ、それぞれのステージに応じた遊び場や居場所の確保に努めることが必要です。また、子どもの安全・安心の確保に向けては、防犯・防災対策として行政からの情報発信や環境整備に加え、地域住民による見守り活動も進めていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「上三川町次世代育成支援対策行動計画」では、前期、後期計画を通じて「子どもが輝く 笑顔の地域」を基本理念に、子育てについての第一義的責任は保護者であるという基本認識のもとに、子育てが喜びであり楽しみであることを実感でき、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかでたくましく育つことができる地域社会の実現を目指してさまざまな取り組みを進めてきました。

「上三川町子ども・子育て支援事業計画」では、少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で子どもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を、的確に位置づけ取り組むことが大切です。

次代の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育ち、誰もが安心して喜びと生きがいをもって子育てができるまちづくりを推進していくため、引き続き「子どもが輝く 笑顔の地域 ～みんな実践しよう “かみのかわ” 子育てプラン～」を基本理念に掲げ取り組んでまいります。

子どもが輝く 笑顔の地域

～みんな実践しよう

“かみのかわ”

子育てプラン～

2. 基本指針

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定するものです。

基本理念に掲げるまちづくりを実現するため、子ども・子育て支援法に基づく基本指針である「子どもの育ちに関する理念」、「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」、「社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割」に即し施策の推進を図ります。

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針】抜粋

■子どもの育ちに関する理念

- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指すこと、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障すること。
- 自己肯定感を持って育まれることや一人ひとりの個性が活かされることの重要性。

■子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 乳幼児期の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義
- 家庭の意義及び役割
- 子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性
- 施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性
- 家庭・地域・施設等の連携の重要性等

■社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- 社会のあらゆる分野における構成員が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること。

3. 基本目標

『子どもが輝く 笑顔の地域 ～みんなで実践しよう “かみのかわ” 子育てプラン～』の推進にあたり、次の4つを基本目標として設定します。

基本目標 1 子ども・子育て家庭を支える

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定め、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。また、子育て情報の収集、提供、経済的負担の軽減を推進します。また、児童の健全育成を推進します。

【基本施策】

- (1) 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策
- (2) 地域における子育て・子育ての支援

基本目標 2 安心して産み、育てることができる

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図るなど、母子保健の充実に努めます。

また、すべての子どもの人権が尊重され、身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童や家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

【基本施策】

- (1) 親や子どもの健康の確保・増進
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (4) 障がい児施策の充実

基本目標3 子どもたちが健やかに育つ

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、子どもを取り巻く有害環境対策も推進します。

【基本施策】

- (1) 次代を担う人づくり
- (2) 生きる力を育む教育力の向上
- (3) 家庭や地域の教育力の向上

基本目標4 子育てを温かく支え、見守る

子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

また、子育て家庭にやさしい地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

【基本施策】

- (1) 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保
- (3) 子育てを支援する生活環境の整備

第4章 施策の展開

基本目標 1 子ども・子育て家庭を支える

1. 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

(1) 認定区分について

子ども・子育て支援法では、幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する就学前の児童について、教育・保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記のとおりとなります。

■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3～5歳	保育所・認定こども園	共働き家庭
3号認定	0歳、1・2歳	保育所・認定こども園、地域型保育	共働き家庭

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設 （施設型給付）	幼稚園・保育所・認定こども園
特定地域型保育事業 （地域型保育給付）	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
確認を受けない幼稚園	施設型給付を受けるための確認を、町から受けない幼稚園（私学助成の幼稚園）

(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく本町の教育・保育提供区域は以下の表のとおり設定します。保護者や子どもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案します。

■本町における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名			区 域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育所（園）・認定こども園	町全体
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業		町全体
	② 地域子育て支援拠点事業		町全体
	③ 時間外保育（延長保育）		町全体
	④ 子育て短期支援事業		町全体
	⑤ 一時預かり事業		町全体
	⑥ 病児・病後児保育事業		町全体
	⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）		町全体
	⑧ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		小学校区
	⑨ 妊婦健康診査		町全体
	⑩ 乳児家庭全戸訪問事業		町全体
	⑪ 養育支援訪問事業		町全体
	⑫ 要支援・要保護児童等の支援に資する事業		町全体

(3) 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めるとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

① 0歳児保育（3号認定子ども）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、保育所及び認定こども園において、必要な0歳児保育利用定員の確保及び家庭的保育事業等の推進を図っていきます。

■現在の利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込
利用者数（人）	69	74	74

■量の見込み及び確保の方策

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人）		87	85	82	79	76
確保の方策	保育所・認定こども園	31	39	49	58	72
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	家庭的保育事業等	0	0	4	4	4
確保の方策－量の見込み		△56	△46	△29	△17	0

② 1・2歳児保育（3号認定子ども）

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育所及び認定こども園、家庭的保育事業等において、必要な1～2歳児保育利用定員の確保を図ります。

■現在の利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込
利用数（人）	174	211	230

■量の見込み及び確保の方策

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人）		261	245	241	234	225
確保の方策	保育所・認定こども園	215	207	223	229	233
	認可外保育施設	-	-	-	-	-
	家庭的保育事業等	-	-	6	6	6
確保の方策－量の見込み		△46	△38	△12	1	14

③ 3～5歳児保育（2号認定子ども）

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育所において、必要な3～5歳児保育利用定員の確保を図ります。

■現在の利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込
利用者数（人）	196	264	272

■量の見込み及び確保の方策

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人）		312	297	285	278	266
確保の 方策	保育所・認定こども園	274	274	308	293	285
	認可外保育施設	-	-	-	-	-
確保の方策－量の見込み		△38	△23	23	15	19

④ 3～5歳児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、認定こども園、幼稚園等において、必要な3～5歳児教育・保育利用定員の確保を図ります。

■現在の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
利用数（人）	795	707	633

■量の見込み及び確保の方策

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
量の見込み（人）		699	150	664	141	639	133
確保の方策	幼稚園・認定こども園 （特定教育・保育施設）	-		-		300	
	確認を受けない幼稚園	755		755		455	
	上記以外	100		100		97	
確保の方策 - 量の見込み		6		50		80	

		平成 30 年度		平成 31 年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
量の見込み（人）		621	127	588	121
確保の方策	幼稚園・認定こども園 （特定教育・保育施設）	300		300	
	確認を受けない幼稚園	455		455	
	上記以外	97		95	
確保の方策 - 量の見込み		104		141	

第4章 施策の展開

各認定区分における教育・保育施設のニーズ量と確保策は以下の様になります。

						備考		
		1号	2号		3号			
			幼稚園 利用	左記 以外	0歳		1・2歳	
平成27年度	推計児童数	1,161			348		蓼沼保育園の増築や上三川保育園、大山保育所の定員増により、量の確保を図ります。	
	量の見込み(①)	699	150	312	87	261		
	② 確保の方策	特定教育・保育施設			274	31		215
		特定地域型保育事業						
		確認を受けない幼稚園	755					
		上記以外	100					
②-①	6		△38	△56	△46			
平成28年度	推計児童数	1,102			330			
	量の見込み(①)	664	141	297	85	245		
	② 確保の方策	特定教育・保育施設			274	39		207
		特定地域型保育事業						
		確認を受けない幼稚園	755					
		上記以外	100					
②-①	50		△23	△46	△38			
平成29年度	推計児童数	1,057			323		事業所内保育所等の地域型保育事業や幼稚園の認定こども園への移行により、量の確保を図ります。	
	量の見込み(①)	639	133	285	82	241		
	② 確保の方策	特定教育・保育施設	300		308	49		223
		特定地域型保育事業			4 6			
		確認を受けない幼稚園	455					
		上記以外	97					
②-①	80		23	△29	△12			
平成30年度	推計児童数	1,026			313		大山保育所の民営化などにより、必要な量の確保を図ります。	
	量の見込み(①)	621	127	278	79	234		
	② 確保の方策	特定教育・保育施設	300		293	58		229
		特定地域型保育事業			4 6			
		確認を受けない幼稚園	455					
		上記以外	97					
②-①	104		15	△17	1			
平成31年度	推計児童数	975			301			
	量の見込み(①)	588	121	266	76	225		
	② 確保の方策	特定教育・保育施設	300		285	72		233
		特定地域型保育事業			4 6			
		確認を受けない幼稚園	455					
		上記以外	95					
②-①	141		19	0	14			

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めるとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

① 利用者支援事業 対象：子どもの保護者（主に就学前児童保護者） **新規事業**

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では利用者支援として子育て支援のチラシ発行などによる情報提供を行っています。また、子育て支援センターなどで、子育て中の保護者からの相談に応じています。

今後も引き続き、利用者支援事業として、福祉課の窓口において保護者からの子育てに関する相談に対応していきます。

■量の見込み及び確保の方策

	量の見込み				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（ヶ所）	0	0	0	1	1
確保の方策					
提供体制（ヶ所）	0	0	0	1	1
確保の方策－量の見込み	0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業 対象：未就学児

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

平成 24 年 6 月に「子育て支援センター」を開設し、事業を実施しており、利用者のニーズを的確にとらえて事業の拡充を図り、「子育て支援センター」が質・量ともに十分な受け皿となるような方策を検討します。

今後も、乳幼児活動や相談事業、交流・参加型事業など、子育て支援の拠点として事業の充実を図ります。

■現在の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
実施か所（ヶ所）	1	1	1
利用者数（人日）	4,933	6,704	7,500

■量の見込み及び確保の方策

	量の見込み(人日)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	7,600	7,700	7,800	7,900	8,000
確保の方策					
提供体制（ヶ所）	1	1	1	1	1
利用者数	7,600	7,700	7,800	7,900	8,000
確保の方策－量の見込み	0	0	0	0	0

③ 時間外保育（延長保育） 対象：0～5 歳

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園において保育を実施する事業です。

利用実績を踏まえ、計画期間においては従来と同程度の事業量を見込んでおり、引き続き事業を実施し、事業量に応じた体制づくりに努めます。

■現在の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
実施か所（ヶ所）	6	7	7
利用者数（人）	179	184	188

■量の見込み及び確保の方策

	量の見込み(人)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	191	193	197	201	202
確保の方策					
提供体制（ヶ所）	7	7	7	7	7
利用者数	191	193	197	201	202
確保の方策－量の見込み	0	0	0	0	0

④ 子育て短期支援事業 対象：0～5歳

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

現在、宿泊を伴う保育支援の需要は必ずしも高いものではありませんが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増等に伴い、ニーズの増加が今後見込まれます。事業の性質上近隣市の児童福祉施設等への委託を検討し、ニーズに対応していきます。

■現在の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
実施か所（ヶ所）	0	0	0
利用者数（人日）	0	0	0

■量の見込み及び確保の方策

	量の見込み(人日)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	19	18	18	17	17
確保の方策					
提供体制（ヶ所）	0	1	1	1	1
利用者数	0	18	18	17	17
確保の方策－量の見込み	△19	0	0	0	0

⑤ 一時預かり事業

⑤-1 幼稚園の在園児を対象とした預かり保育 対象：3～5歳

幼稚園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園で定める通常の保育時間の前後や、長期休業日に希望する在園児を預かり保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

本町の幼稚園2か所において、預かり保育を実施しています。

保護者の利用ニーズに対応できるよう、引き続き事業を実施し、事業量の確保に努めます。

■現在の利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込
実施か所（ヶ所）	2	2	2
延べ利用者数（人日）	20,880	22,320	22,080
実人数（人）	87	93	95

■量の見込み及び確保の方策

	量の見込み(人日)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み					
1号認定による利用	557	529	508	495	474
2号認定による利用	29,960	28,476	27,337	26,612	25,473
確保の方策					
提供体制（ヶ所）	2	2	2	2	2
1号認定 利用者数	557	529	508	495	474
2号認定 利用者数	29,960	28,476	27,337	26,612	25,473
確保の方策—量の見込み	0	0	0	0	0

⑤-2 在園児以外を対象とする一時預かり保育事業 対象：1～5歳

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間保育所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

町内の保育園2か所において、預かり保育を実施しています。学校行事等の行事参加やリフレッシュなど、多様な保育需要に対応するために一時保育事業を実施しています。

町内の保育園の計2か所において実施する一時預かり事業とファミリー・サポート・センター事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図ります。

■現在の利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込
実施か所（ヶ所）	2	2	2
延べ利用者数（人日）	513	372	450

■量の見込み及び確保の方策

	量の見込み(人日)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,602	1,525	1,478	1,429	1,367
確保の方策					
提供体制（ヶ所） （一時預かり事業）	2	2	2	2	2
利用者数	1,582	1,505	1,458	1,409	1,347
提供体制（ヶ所） （ファミリー・サポート・センター）	1	1	1	1	1
利用者数	20	20	20	20	20
確保の方策－量の見込み	0	0	0	0	0

⑥ 病児・病後児保育事業 対象：0～5歳

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

体調不良児対応型については、町内1か所で実施しています。

病児・病後児対応型については、27年度から町外での広域利用で委託していきます。

保護者が就労しているなどで、保育園に通っている子どもが病気になったときでも休めない場合があります。代わって病気の子どもの世話をする病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安心、安全な施設や保育体制の充実を図っていきます。

■量の見込み及び確保の方策

	量の見込み(人日)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	242	231	224	217	208
確保の方策					
提供体制(ヶ所) (病児・病後児対応型)	1	1	1	1	1
利用者数	72	72	72	72	72
提供体制(ヶ所) (体調不良児対応型)	1	1	1	1	1
利用者数	250	239	232	225	216
確保の方策－量の見込み	80	80	80	80	80

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 対象：就学児

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

町内 1 箇所で開催しています。事業の実施については、計画期間中、利用者のニーズや事業の担い手となる人材の確保等を考慮し、検討します。

■現在の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
実施か所（ヶ所）	1	1	1
全体延べ活動件数 （人日）	20	12	25
就学児のみ延べ活動件数 （人日）	0	6	5
低学年	0	6	5
高学年	0	0	0
提供会員数	7	7	7
依頼会員数	6	8	11
両方会員数	1	1	1

■量の見込み及び確保の方策

	量の見込み(人日)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	11	11	11	10	10
確保の方策	11	11	11	10	10
確保の方策－量の見込み	0	0	0	0	0

⑧ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 対象：小学1年～6年生

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、保護者が昼間家庭にいない小学1～3年生（一部6年生まで）の児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

対象児童の学年が6年生に拡大することもあり、より多くのニーズが見込まれます。さらに、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、小学校区ごとに必要な事業量を見込むこととしました。引き続き、町内の学童クラブにおいて事業を実施するとともに、定員の拡大を図れるよう、空き教室の確保や新たな事業者へ委託する等、必要な事業量を確保できるよう努めます。

また、「放課後児童健全育成事業」においては、「放課後子ども教室事業」と連携し、「放課後子ども総合プラン」の計画的な推進を図り、遊びの場の拡大と幅広い年齢での遊びの共有および共働き家庭の子どもに対する放課後の居場所の確保に向けた対応をします。

■現在の利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込
実施か所（ヶ所）	7	7	7
登録児童数			
1年生～3年生（人）	172	189	177
4年生～6年生（人）	47	38	42

■量の見込み及び確保の方策

町内全体	量の見込み(人)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み					
1年生～3年生	191	189	176	166	158
4年生～6年生	85	82	81	80	79
確保の方策					
提供体制（ヶ所）	7	7	7	7	7
利用者数	276	271	257	246	237
確保の方策－量の見込み	0	0	0	0	0

■小学校区別の量の見込み及び確保の方策

		平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		平成 31年度	
		低 学年	高 学年								
本郷小学校区		16	3	16	3	15	3	14	3	13	3
確保 方策	提供体制(ヶ所)	1		1		1		1		1	
	児童数(人)	19		19		18		17		16	
確保の方策－量の見込み		0		0		0		0		0	
本郷北小学校区		31	10	31	10	29	10	27	10	26	10
確保 方策	提供体制(ヶ所)	1		1		1		1		1	
	児童数(人)	41		41		39		37		36	
確保の方策－量の見込み		0		0		0		0		0	
上三川小学校区		61	22	61	20	56	20	53	20	51	20
確保 方策	提供体制(ヶ所)	2		2		2		2		2	
	児童数(人)	83		81		76		73		71	
確保の方策－量の見込み		0		0		0		0		0	
坂上小学校区		16	7	16	7	15	7	14	7	13	7
確保 方策	提供体制(ヶ所)	1		1		1		1		1	
	児童数(人)	23		23		22		21		20	
確保の方策－量の見込み		0		0		0		0		0	
北小学校区		18	9	17	9	16	9	16	9	15	8
確保 方策	提供体制(ヶ所)	1		1		1		1		1	
	児童数(人)	27		26		25		25		23	
確保の方策－量の見込み		0		0		0		0		0	
明治小学校区		31	20	31	19	29	18	27	18	26	18
確保 方策	提供体制(ヶ所)	1		1		1		1		1	
	児童数(人)	51		50		47		45		44	
確保の方策－量の見込み		0		0		0		0		0	
明治南小学校区		18	14	17	14	16	14	15	13	14	13
確保 方策	提供体制(ヶ所)	1		1		1		1		1	
	児童数(人)	32		31		30		28		27	
確保の方策－量の見込み		0		0		0		0		0	

※上三川小学校区については、平成 26 年度からしらさぎ幼稚園において卒園児を対象にした学童保育を実施しています。

⑨ 妊婦健康診査 対象：すべての妊婦

妊婦及び胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対し、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦の健康管理及び妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病を始めとした妊娠中の異常や、切迫早産等ハイリスク妊婦の早期発見のため、医療機関等との連携強化を図ります。また、妊娠期間中を安心して過ごせるよう、妊婦健康診査の受診を促進します。

■現在の取り組み状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
受診実人数（人）	292	289	300
延べ受診者数（人）	4,088	4,046	4,200

■量の見込み及び確保の方策

	量の見込み(人)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
受診者数（人）	250	245	240	230	220
延べ受診件数（件）	3,500	3,430	3,360	3,220	3,080

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

対象：生後4か月までの乳児のいる全ての家庭

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、保健師等が自宅に訪問し、母子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、育児についての相談や助言、その他必要な支援を行っています。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

■現在の取り組み状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
訪問乳児数（人）	287	263	260

■量の見込み及び確保の方策

	量の見込み(人)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問乳児数（人）	256	250	241	231	222

⑪ 養育支援訪問事業 対象：養育支援が特に必要な家庭（妊産婦も含む）

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要と認められる児童やその保護者及び出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、保健師、助産師、保育士等が対象者の自宅を訪問し、事業を行っています。

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去の実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいきます。引き続き、乳児家庭全戸訪問事業などから対象者の把握に努めるとともに、保健師、助産師、保育士などによる支援体制を維持し、必要な事業量の確保に努めます。

■現在の取り組み状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
訪問延べ人数（人）	267	315	300

■量の見込み及び確保の方策

	量の見込み(人)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問延べ人数（人）	310	310	320	320	320

⑫ 要支援・要保護児童等の支援に資する事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、関係機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

代表者会議や案件の進行管理を実施する実務者会議を開催します。また、関係機関等の実務者を対象に虐待防止に関する研修会や講演会を開催するなど、資質の向上に努め、児童虐待防止事業を充実させます。

■現在の取り組み状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
要保護児童等対策地域協議会の開催回数（回）	代表者会議 1 回、実務者会 議 3 回	代表者会議 1 回、実務者会 議 3 回	代表者会議 1 回、実務者会 議 3 回

■量の見込み及び確保の方策

	量の見込み(回)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
要保護児童等対策地域協議会の開催回数	代表者会議 1 回、実務者会 議 3 回				

2. 地域における子育て・子育ての支援

【現状と課題】

都市化や核家族化の進行により、近所づきあいが希薄になると同時に、少子化によって子育て中の親同士の交流や、同世代の子ども同士の交流の機会が少なくなっています。

このため、子育てや生活全般に関する情報や、相談相手が不足し、子育てをしている母親などが育児不安に陥ったり、遊びを通して徐々に培われていく子どもの社会性が育ちにくくなることなどが考えられます。

そのような中、本町では保育所に通園する前の幼児（乳幼児）とその保護者の居場所づくりとして子育て支援センターの運営、子育て情報の発信、子育て・育児相談の実施など、子育ての孤立感や不安を軽減するための取り組みを積極的に展開してきました。

しかし、ニーズ調査の結果は子育てに関する不安感では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「非常に不安や負担を感じる」、「何となく不安や負担を感じる」との回答が4割を占めています。

このようなことから、今後もすべての子育て家庭が、安心して楽しく子育てができるよう地域における子育て支援に関する環境づくりが求められ、特に、子育て中の親が気軽に交流できる場を提供する必要があります。

【施策の方向性】

- 地域における子育て支援の環境づくりに努めます。
- 子育てしている親が気軽に交流できる場を提供します。
- 保護者の育児負担の軽減のため、子育て支援のサービスを充実します。

第4章 施策の展開

【具体的な取り組み】

事業名	内容	25年度実績	今後の方針	担当課
地域子育て支援センター事業	すべての子育て家庭を対象に、親子が交流できる場の提供や子育てに関する相談、また、子育てサロン及びサークルなどの仲間づくりの支援	利用者総数： 6,704人	継続	福祉課
ファミリーサポートセンター事業	サービスを利用したい人と協力したい人が会員となり、子どもの送迎や保育など、地域で総合援助体制を確立する事業	12件	継続	福祉課
子育て情報の提供	子育てに関する町事業の案内や、子育て支援情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌に掲載 ・ホームページに掲載 ・乳幼児健診にて配布 	継続	福祉課
子育てサロン事業	子育て中の親子を対象に、親と子ども同士の交流活動や体験活動及び育児相談	6か所	継続	福祉課
幼稚園における地域開放事業	未就学児と保護者を対象に、友達づくりや集団遊び体験の場の提供と教育的な相談	園庭開放：1か所 絵本の読み聞かせ、工作など	継続	福祉課
一時預かり事業	冠婚葬祭、急な用事等保護者の様々な状況により、家庭における保育が困難な場合に、子どもを断続的又は一時的に預かる保育	実施か所数：2か所	継続	福祉課
トワイライトステイ	保護者等の仕事が夜間になり、子どもの保育等が困難な場合の一時預かり	—	継続	福祉課
病児・病後時保育（施設型）	病気の回復期で、医療機関に入院加療の必要はないが他の児童との集団生活が困難な時期に保育所等における一時的な保育	—	継続	福祉課
子ども医療費の助成	乳児から中学生までの児童に対する、通院及び入院の医療費助成	総額：106,919千円	継続	福祉課
児童手当	中学校修了までの児童を養育している人への手当。	総額：625,805千円	継続	福祉課
保育料の減免	保育所・幼稚園等に同一世帯から同時に複数人通園する場合に減免	第3子以降免除：112人 同時入所2人目半額減免：100人	継続	福祉課
要保護・準要保護児童生徒援助費支給	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に就学費用の一部を援助	要保護児童生徒：16人 準要保護児童生徒：76人	継続	教育総務課

基本目標 2 安心して産み、育てることができる

1. 親や子どもの健康の確保・増進

【現状と課題】

少子化や晩婚化に伴う晩産化の傾向が高まる中であって、すべての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安全に、安心して行うためには、それぞれの発達段階や状況における健康診査や保健指導の充実を図るなど、継続した母性並びに乳幼児の健康の確保を図るための環境の整備が必要となります。

また、妊娠や出産は親にとって大きな喜びである反面、描いていた理想の育児、子育てと現実とのギャップや責任の重さから多くの不安や悩みを抱えます。

ニーズ調査によると、就学前児童保護者は「母親・子どもの健康に対する安心」を、妊産婦では「妊娠・出産に対する支援」の要望が高くなっています。

こうしたことから、出産や子育てに対する不安を軽減するため、妊娠期から継続した子育て支援や、子育て相談の場の充実が一層求められています。

また、突発的な病気、不慮の事故などへの不安から、小児医療に対しての保護者の期待は依然として高いものがあります。ニーズ調査からもその傾向はうかがえ、子どもの成長によっても高まりを見せています。かかりつけ（小児科）医において、単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められています。

小児科専門医の減少が懸念される中であって、小児医療の充実を目指すためには一層の近隣市町や医師会との緊密な連携を図ることが求められます。

さらに、保護者に対して、適切に医療機関を受診するための家庭での初期診断知識の普及や継続的に子どもの発育を観察するかかりつけ医を持つよう推進することが大切です。

健康に関する安心を確保するためには、妊婦、乳幼児期からの食育の推進が必要です。食は健康づくりの基本であることから、心身ともに健全で暮らせるよう、食育への関心を高める必要があります。

【施策の方向性】

- 妊娠期から発達段階に応じた母子保健事業を推進します。
- きめ細かな対応により、親の育児不安の軽減や育児による孤立化を防止します。
- 母子保健、医療、教育、福祉分野の連携と相談体制の充実を図ります。
- 家庭における病気やけが等への初期対応能力の向上を図ります。
- 乳幼児期から食に関する学習の機会や情報の提供など、食育の推進を図ります。

第4章 施策の展開

【具体的な取り組み】

事業名	内容	25年度実績	今後の方針	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠届出時に手帳を交付し、育児情報の提供や母子の健康管理を指導	255人	継続	健康課
妊婦一般健康診査（受診券発行）	健診費用の一部助成	実数 289人 1人14枚	継続	健康課
赤ちゃん誕生祝い金	第3子以降の子の誕生に対し、誕生祝い金を支給	47件	継続	福祉課
妊産婦歯科健康診査	妊産婦の歯周病等の予防啓発	母子手帳交付時にリーフレット配布	継続	健康課
新生児訪問指導	新生児期に母子の健康管理のために行う、助産師等による訪問指導 ※乳児家庭全戸訪問事業を含む	263人	継続	健康課
プレママ・パパ教室	妊婦及びその夫に対する仲間づくりと育児指導等	12回 83人 (夫37人含む)	継続	健康課
不妊治療費助成事業	保険診療適用外の治療費の一部を助成	25件	継続	健康課
のびのび教室	発達が気になる子の小集団指導及び個別相談	実：23人 延：119人	継続	健康課
育児相談	育児に関する個別相談	年46回 296人	継続	健康課
オープン相談	育児に関するオープン相談及び、参加者同士の交流の機会提供	—	新規 (H26年度から実施)	健康課
乳幼児健診 (4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健診)	疾病や障がいの早期発見のための集団健診：問診、計測、医師の診察、栄養・保健指導、心理相談及び、かかりつけ医の推進など	受診率 4か月児：98.5% 10か月児：97.1% 1歳6か月児：94.2% 3歳児：100%	継続	健康課
予防接種 (個別接種)	伝染のおそれのある疾患の発生及びまん延の予防	接種率 二種混合:91.3% BCG:85.2% MR:95.3%	継続	健康課
2歳児歯科健診 (むし歯予防教室)	歯科健診とブラッシングの指導	168人	継続	健康課
フッ素塗布	フッ素塗布と歯の健康相談	延：930人	継続	健康課
歯科検診	保育所・幼稚園・小中学校において年1回歯科検診と指導	すべての保育所・幼稚園・小中学校で実施	継続	福祉課 教育総務課

事業名	内容	25年度実績	今後の方針	担当課
小児救急医療	休日、夜間の医療の確保、小児医療体制の指導及び夜間休日診療所・救急電話相談の周知	小山地区夜間休日急患センターに委託等	継続	健康課
すくすく離乳食教室	離乳食に関する講話（主に中期・後期）、調理実習、生活リズム等の指導	12回 79人	継続	健康課
栄養相談	食事や栄養に関する個別相談	随時	継続	健康課
学校給食の充実	学校給食献立の工夫や学校における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町学校給食主任研修会2回 ・メニュー検討委員会11回 ・各学校の授業・総合学習時に栄養教諭等の訪問指導20回 ・各学校の給食時栄養教諭等の訪問指導等 	継続	教育総務課
親子の料理教室	食事に関する講話と調理実習	1回 71人	継続	健康課
保育所・幼稚園での食育講話	管理栄養士、保健師、食生活改善推進員による食育についての講話	未実施	継続	健康課

2. 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、保護者自身の日常生活におけるストレス、地域における家庭の孤立化からくる子育て機能の低下などが複雑に関与しています。

本町では、子どもの虐待を防止し、健全な心身の成長を育むため、児童虐待の予防から早期発見・早期対応など総合的な支援を図れるよう地域の関係機関や団体の代表者などで構成する要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関等との連携により、地域全体が一体となって、児童虐待の防止に努めています。

親子を地域から孤立させないよう、地域の見守りに加え、交流や相談できる場の充実が一層求められています。

【施策の方向性】

- 要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携した児童虐待の予防・早期発見に努めます。
- 地域の見守りによる予防や早期発見についても積極的に働きかけていきます。
- 養育支援の必要な子ども、保護者、妊産婦についても、各機関の機能に応じた役割分担と連携により、有効な支援策を積極的に図っていきます。
- 乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診等の母子保健事業を通して、虐待等の早期発見・未然防止に努めます。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	25年度実績	今後の方針	担当課
児童相談	18歳未満の児童及び家族・関係者からの相談への対応と、継続的な指導	新規受付件数：23件 総支援件数：63件	継続	福祉課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、養育者の不安や悩みの解消と、育児の情報提供※新生児訪問事業を含む	263人	継続	健康課
養育支援家庭訪問事業	養育力が低下している家庭に対する育児相談及び家事援助などの訪問支援	対象者：15世帯 延回数：180回	継続	福祉課
上三川町要保護児童対策地域協議会	虐待等の要保護児童に関し関係者間で情報交換し支援内容を協議	代表者会議（1回） 実務者会議（3回）	継続	福祉課
関係機関との連携	養育力が低い家庭の支援と、虐待の早期発見と早期対応の強化	個別検討会議：23回	継続	福祉課
虐待防止の住民への啓発	虐待の未然防止と早期発見のため、住民への周知	広報及びホームページに掲載 福祉まつりに虐待予防の啓発活動	継続	福祉課

3. ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

近年、本町においても18歳未満の子どもを持つひとり親家庭は増加の傾向にあります。

特に、母子家庭では、母親自らが生計を担うと同時に子どもを扶養しなければなりません。また、養育費も得られにくい状況であり、経済的、精神的に不安定な状況に置かれています。

そのため、本町では、母子家庭に対して児童扶養手当の支給やひとり親家庭の医療費の助成など経済的な負担の軽減に努めてきました。

しかし、子育て家庭においては、配偶者やパートナーが不安や悩みについて一番の相談相手となっていることを踏まえると、ひとりで子育てに奮闘している家庭においては孤立化していることが考えられます。

このような状況から、今後ともひとり親家庭の社会的・経済的自立を総合的に支援する必要があります。

【施策の方向性】

○自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。

○親子の暮らしの安定を支援するため、経済的な援助制度の普及に努めます。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	25年度実績	今後の方針	担当課
保育所等	母子家庭の優先的利用を図り、保護者の就業や求職活動を支援	随時対応	継続	福祉課
自立支援・就業相談事業の周知	母子自立支援員や母子家庭等就業支援センターの活動内容等の情報提供	児童扶養手当の現況届時等に実施	継続	福祉課
遺児手当	15歳以下の児童を監護、養育する母子・父子家庭への手当	支給世帯：11件(15人)	継続	福祉課
児童扶養手当	18歳以下の児童を監護、養育する母子・父子家庭への手当	支給対象世帯180世帯 (支給停止世帯39世帯)	継続	福祉課
ひとり親家庭への医療費助成	ひとり親家庭等において18歳以下の子どもを扶養している場合に助成	支給対象世帯232世帯 (584人)	継続	福祉課
母子福祉資金貸付金	母子家庭への貸付	随時相談を実施 25年度実績なし	継続	福祉課
準要保護児童生徒援助費支給	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の就学費用の一部を援助	準要保護児童生徒 76人	継続	教育総務課

4. 障がい児施策の充実

【現状と課題】

心身に障がいを持つ子どもを健全に育み、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、乳幼児期からの一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援が求められています。特に、発達の遅れがある子どもについては、持てる能力が十分に発揮できるような環境を整備し、自立への支援をしていくことが重要です。

また、障がいを持つ子どもの保護者や家族の抱える経済面や精神面などの様々な負担を軽減するためのサービスを充実することも障がい児を支える上で重要です。

そのような中、本町では「上三川町第4期障がい福祉計画」に基づき、乳幼児健康診査や保健指導などでの障がいの早期発見から、障害児通所支援事業での早期療育支援に努めるとともに、非常勤講師を配した小中学校における個々に応じた教育的支援など障がい児施策を展開しています。

障がいのあるすべての子どもたちが能力を伸ばし、将来の可能性を広げられるよう、成長のあらゆる段階で、それぞれの障がいの程度に応じた適切な支援体制づくりが必要とされています。

【施策の方向性】

- 社会参加と自立を促進するため、発達段階や障がいの程度に応じた療育・教育環境を確保します。
- 関係機関との連携により早期発見、早期療育に取り組みます。
- 障がい児を持つ保護者や家庭の負担の軽減を図ります。
- 乳幼児期からの一貫した支援体制の構築を図ります。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	25年度実績	今後の方針	担当課
乳幼児健診（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健診）（再掲）	疾病や障がいの早期発見のための集団健診：問診、計測、医師の診察、栄養・保健指導、心理相談及び、かかりつけ医の推進など。	受診率 4か月児：98.5% 10か月児：97.1% 1歳6か月児：94.2% 3歳児：100%	継続	健康課
5歳児発達相談	軽度発達障がい児の早期発見、集団保育の場での行動観察等	8施設 299人	継続	健康課
5歳児発達相談事後相談（心理・言語・グループ）	5歳児発達相談で発達障がい等が疑われた児に対する、心理及び言語の個別療育相談及びグループ相談	心理相談：6回、18人 言語相談：5回、17人 グループ相談：2回、27人	継続	健康課
すこやか相談（乳幼児健診事後指導）	幼児健診や訪問等で発達上の問題が疑われる児の個別指導	18件	継続	健康課

事業名	内容	25年度実績	今後の方針	担当課
いちご教室	年長児を対象にした発達が気になる児への小集団指導	10回 実：8人 延：64人	継続	健康課
就学教育相談	小学校入学前に不安や課題等がある児童に対して、事前に町教育研究所の相談員（教員）が、教育相談や検査等を行う	42件	継続	教育総務課
障がい児保育事業	発達障がい者を含めた、軽度障がい児の保育	入所児童数：7人 実施か所数：6か所	継続	福祉課
放課後児童クラブへの障がい児受入	障がい児担当の指導員を配置し受け入れ	入所児童数：1人 実施か所数：1か所	継続	福祉課
障害児通所支援事業	障がい児が施設に通い、日常生活の基本動作や集団生活への適応訓練を行うこと	サービス支給決定者数 47人	継続	福祉課
障がい児学童保育事業	障がい児の日中一時預かり	支給決定者数：25人	継続	福祉課
学級運営改善事業	発達障がい等で学習面・生活面において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の個々に合わせた小集団指導又は個別指導を行う	町非常勤講師・指導助手 小学校：13人 中学校：5人	継続	教育総務課
教育支援委員会	障がいがあるために、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒に対し、学校長や専門家が、就学相談や就学後の教育的支援について助言を行う	就学予定児：12人 在学児：10人	継続	教育総務課
特別支援教育	障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりのニーズに応じた指導及び支援	小学校2校：5学級 中学校1校：2学級	継続	教育総務課
教育支援サポート	発達と成長を記録し、ライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう、幼児期、学齢期を通して行った支援のバトンを引き継ぐ		新規	健康課 福祉課 教育総務課

基本目標 3 子どもたちが健やかに育つ

1. 次代を担う人づくり

【現状と課題】

基礎学力の向上や体力づくりはもちろんのこと、心豊かな個性の育成や道徳教育などにより、他人を思いやり、命の大切さを学べる経験が必要となります。

本町は、豊かな個性の育成、道徳教育などに力を入れ、各種体験学習の充実を推進してきました。

今後も、児童生徒の個性や能力を伸ばすとともに、自ら学ぼうとする意欲や自ら判断し行動する力を育む「生きる力」の教育や、他人を思いやり、命の大切さに気付く「心の教育」などを学ぶために、より一層の体験学習を充実させる必要性があります。

特に、次代の親の育成として、思春期における心身の健康教育や、子どもを生き育てることの意義、命の大切さを学び体験する機会の拡充が求められます。

【施策の方向性】

- 子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、体験する機会を充実します。
- 乳幼児とのふれあい体験などにより、子どもを生き育てること、命の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。
- 思春期における、心と身体の健康づくりや相談体制の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	25年度実績	今後の方針	担当課
サマースクール保健学習（赤ちゃんふれあい体験）	中高生と赤ちゃん・ママとの交流、ふれあい体験	中・高生 21人 母子 15組 妊婦 1人	継続	健康課
小中学生のための保健学習	学校保健との連携による、性と生き方の考え方や正しい知識等についての集団指導、相談機関の紹介	小学校 7校 20回 中学校 2校 2回	継続	健康課
思春期電話相談	思春期の児を対象にした、各種電話相談	随時実施	継続	健康課
放課後子ども教室	放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点となる居場所	5か所設置 多功：269人 明治：9,839人 本北：5,867人 坂上：467人 本郷：2,048人	継続	生涯学習課
交流事業	高齢者や障がい者に対する理解や思いやりの心を育てるための交流	各学校が福祉教育や特色ある学校づくりの中で展開	継続	教育総務課
ボランティア体験学習	中学生がイベント等の手伝いなどを通して福祉の理解や意欲を育てるためのボランティア体験	明中：学校内トイレ清掃、吹奏楽部による各種イベント時の演奏等 本中：磯川の清掃 上中：クリーン作戦による地域清掃	継続	教育総務課
世代間交流	保育所・小中学校等と老人クラブ等との交流	各学校が福祉教育や特色ある学校づくりの中で展開	継続	教育総務課

2. 生きる力を育む教育力の向上

【現状と課題】

時代の変化とともにさまざまな教育改革が行われ、子どもの健全な成長を支援するための取り組みが続けられてきました。しかし、社会やライフスタイルの変容を背景に、いじめや不登校などが社会問題化してきており、改めて家庭や地域での子どもとの関わり方が問い直されています。

こうした中、教育現場においては、子どもの一人ひとりの個性と能力を伸ばし、豊かな人間性を培う教育を実現することが望まれています。

本町では、幼児教育の場において、基本的な生活習慣の獲得とともに、遊びを通しての体験学習を重視しています。子どもが自分で見たり、考えたり、工夫したりする習慣を身につけ、豊かな感性を磨き育てることを目標とした教育に取り組んでいます。

また、小・中学校では、生きる力を育むために確かな基礎学力の定着、基本的な生活習慣の指導、体力づくりの推進に努めています。健康づくりの分野においては、健康に関する意識を高めるため、各種啓発事業に取り組んでいます。

さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するため、学校施設の整備を計画的に進めています。

【施策の方向性】

- 幼児教育では、基本的な生活習慣の育成、戸外遊びによる健康な体づくりの推進、体験学習を中心とした教育の充実を図ります。
- 子どもの一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を推進します。
- 子どもの思考力・判断力・表現力など確かな学力の育成に努めます。
- 子どもの学習に取り組む意欲を育みます。
- いじめや不登校などに対する相談体制の充実を図ります

【具体的な取り組み】

事業名	内容	25年度実績	今後の方針	担当課
幼稚園、保育所と小学校との連携	町内の小学校及び幼稚園・保育所の連携を密にすることにより、不登校や問題行動等などのいわゆる「小1プロブレム」を解消	町幼保小研修参加者：31人 幼保小相互職場体験：1回	継続	福祉課 教育総務課
地域福祉センター事業の充実	健全な遊び場を提供して情操豊かな児童を育成	延べ利用者数 本郷地域福祉センター 4,748人 北地域福祉センター 2,251人	継続	福祉課
図書館活動の充実	児童書購入、ボランティアによる本の読み聞かせ会及び子ども参加のイベント等を実施	お話し会：816人 読み聞かせ：1,295人 工作会：477人 ブックスタート：561人	継続	生涯学習課
学校図書館活動の充実	図書の充実を図るとともに心豊かでたくましく生きる児童生徒を育成	新規図書の購入、巡回司書の配置、かみのかわ学校図書ネットワークの積極的な展開	継続	教育総務課
道徳教育推進事業	家庭や地域社会が学校と一体となった心の教育	各学校が指導や特色ある学校づくりの中で展開	継続	教育総務課
学校保健・安全	学校保健・安全計画を作成して、学校保健、学校の安全管理を推進	全校で学校保健・安全計画を作成済	継続	教育総務課
スポーツ活動の推進	土曜、日曜、長期休み時の対応策として年齢、体力に応じたスポーツ活動を推進	6月～9月の毎週土曜日（8月を除く）計12回 ユースポーツ教室 明治小学校：85人	継続	生涯学習課
スポーツ施設の充実	子ども向けの種目を中心に年齢や体力に応じた施設設備を整備	<ul style="list-style-type: none"> ・体育センター吊下バスケット装置改修工事 ・体育センター防球ネット改修工事 ・防犯灯照明器具取付工事 ・体育センターバスケットコートライク改修工事 	継続	生涯学習課
スポーツ少年団活動の支援	子どもたちの体力向上とスポーツを通じて社会的ルールを学ぶために実施しているスポーツ少年団活動を積極的に支援	<ul style="list-style-type: none"> ・体力テストの実施：55名 ・野外研修の実施：59名 ・町内のごみ分別清掃：60名 	継続	生涯学習課
芸術文化活動の振興	音楽や演劇活動など、子どもたちの芸術文化活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回公演：2件 ・文化体験子ども教室：5件 	継続	生涯学習課
子ども会の活性化（公民館）	子ども会の活性化のための支援	子ども会リーダー研修45人 スキルアップ講座37人	継続	生涯学習課

第4章 施策の展開

事業名	内容	25年度実績	今後の方針	担当課
キッズひろば (公民館)	子どもたちの学校外活動として、体験学習の場を提供し、子どもたちの健全育成を図る	参加者:273人	継続	生涯学習課
学校評議員会の運用	学校運営に関して保護者や地域住民の意見を求め、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力して特色ある教育活動を展開するため、全小中学校に学校評議員会を設置	設置:10校 委員会の実施:延べ15校	継続	教育総務課
ITメディア情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携した携帯電話をもたない運動の展開 ・町情報教育主任研修会の実施による、情報教育及び情報モラル教育の普及拡大 ・栃木県の生徒指導未然防止プログラムの導入による情報モラルの専門的な研修の導入 	町情報教育研修会1回 児童生徒指導研修で情報モラルを取り上げて1回実施	継続	教育総務課
生活習慣病予防の教育	小児生活習慣病予防のための健康教育	2回 50人	継続	健康課 教育総務課
禁煙教育	思春期の禁煙に対する正しい知識の普及及び将来への健康意識の育成	小学校3校 3回	継続	健康課
薬物乱用防止教育	喫煙、飲酒、薬物乱用についての教育	小学校7校・中学校3校で実施	継続	教育総務課
スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーを配置し、不登校や子育て相談など幅広い相談への対応	配置:県SC・3 町SC・2 (全校を巡回)	継続	教育総務課
生徒指導推進協力員の配置	早めの相談体制を整えることによる、問題行動の未然防止	明治小学校に1名配置	継続	教育総務課
スクールサポーターの設置	スクールサポーターが各学校を巡回し、学校内の児童生徒の問題行動への対応や指導等の支援を行う	1人任用 10校巡回	継続	教育総務課
町適応指導教室「オアシス」での相談	不登校児童生徒を中心とする適応指導教室「オアシス」では、通級の生徒や不登校児童生徒の保護者を中心に、相談を定期的実施	通級人数:7人	継続	教育総務課
こころの相談	こころの悩みや精神疾患などについて、本人及び家族からの相談	随時対応	継続	健康課

3. 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

子育ての基本は家庭にあります。子どもたちが自立心に富み、自らの行動に責任をもって社会生活を送るためには、家庭での教育が果たす役割は重要です。

しかし、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化、近所付き合いの希薄化が進む中で、具体的な育児方法の伝達や子育ての悩みが共有されにくい状況となっています。

こうしたことから、家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力の向上が求められています。

本町では、福祉、保健、教育などさまざまな分野の関係機関が講座や事業を通じて、家庭における教育の必要性、重要性について、理解を深めるための学習の機会を提供しています。

今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行い、家庭における教育力と地域の教育力の向上を図る必要があります。

【施策の方向性】

○子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習や情報提供に努めます。

○地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大、地域の人材の発掘と活用に努めます。

○青少年の健全育成と非行防止を図るため、家庭・地域・学校・関係機関と連携し、有害環境対策に努めます。

第4章 施策の展開

【具体的な取り組み】

事業名	内容	25年度実績	今後の方針	担当課
家庭教育学級 〔学校と連携：出前講座〕（公民館）	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の要望により、家庭教育学級の出前講座として学校で実施 要望内容により学校と協議の上、公民館で講師を依頼し、学校へ派遣 	子育て講座 (就学時)：43人 小中学生保健学習： 925人 地域出前講座：430人	継続	生涯学習課
家庭教育学級 （公民館）	子どもをもつ保護者を対象に、子育てについて必要な知識や情報を提供するために家庭教育学級を実施	はっぴいMaMa講座： 122人 子育て講座：132人	継続	生涯学習課
家庭教育オピニオンリーダーの活動支援 （公民館）	地域での家庭教育支援者の養成を目指した、栃木県主催「家庭教育オピニオンリーダー養成講座」修了者が、子育て支援グループとして、自主的活動ができるように支援	おしゃべりサロン 169人	継続	生涯学習課
有害環境対策	有害情報についての教育	県からの情報を学校へ伝達	継続	教育総務課
立入調査強化事業	青少年の非行問題に取り組む月間にあわせ事業所等に立入り調査	2回実施	継続	生涯学習課
人権教育	家庭、学校における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 町研究会による人権教育 主任研修会 3回 人権教育研修会 1回 人権教育授業実践研修会 2回 町教委人権啓発チラシ「明日をにう子のために」2回発行 町人権教育実践集録の発行 	継続	教育総務課 生涯学習課

基本目標 4 子育てを温かく支え、見守る

1. 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

【現状と課題】

少子化の進行が著しく、あわせて子育てに対する負担感が増す中においては、これまで仕事優先であった働き方を見直し、男女がともにバランスよく健全な家庭生活を築いていくことが重要です。

男女共同参画社会の構築に向けての自治体の取り組みや、企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた制度の導入など、時代の流れの中でさまざまな対応がなされてきています。しかし、社会の中で男女それぞれが果たしてきた役割に対する意識や、社会経済が低迷する中での雇用する側、雇用される側における意識を変えることは一朝一夕には進まないのが現状です。

小学生保護者や妊産婦のニーズ調査では「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しいといった仕事と子育ての両立支援に対する声も大きくなりつつあるため、経営者のワーク・ライフ・バランスへの認識を高めながら、子育て家庭が制度を活用しやすい職場環境づくりの支援が必要です。

また、今後も女性が結婚や出産、子育てに夢と希望を感じられるようにするためには、家庭・地域・職場などあらゆる場面で男女がともに参加する子育ての推進が必要となっています。

【施策の方向性】

- 子育てと仕事が両立できるような職場環境づくりを促進します。
- 出産、子育てのために退職した女性の再就職の支援に努めます。
- 各種セミナーの開催、啓発資料の配布、子育てについて男女で学ぶ機会の提供により、男女が家庭における責任を共に担うことの意識を促します。
- 父親も子育て、家事に参加しやすい環境づくりに努めます。

第4章 施策の展開

【具体的な取り組み】

事業名	内容	25年度実績	今後の方針	担当課
企業への意識啓発 (育児・介護休業制度の周知)	事業所内保育所の整備や男性の育児休暇等の取得の容認や推進、子育て期間中の短期勤務など、子育てをしやすい職場環境の整備についての啓発	労務福祉協議会にて研修会の実施及び啓発パンフレットの配布	継続	産業振興課
労働者への意識啓発 (育児・介護休業制度の周知)	育児休暇や看護休暇などの取得を促す呼びかけや広報活動を行うとともに、関係団体等が行う男性が子育てに関わる必要性を伝える講演会等へ参加の呼びかけ	国や県からのパンフレットを配布	継続	産業振興課
父子手帳の交付	父親になる男性の、妊婦への理解及び積極的な育児参加を促す	妊娠届け出時に母子手帳と併せて交付（県発行）。	継続	健康課
企業における 両立支援	企業に向け「仕事と子育ての両立支援をいかに行うべきか」についての呼びかけや啓発活動	国や県からのパンフレットを配布	継続	産業振興課
保育サービス等の 充実	延長保育、休日保育、学童クラブ、放課後子ども教室等の充実		継続	福祉課 生涯学習課

2. 子どもの安全の確保

【現状と課題】

防犯対策については、「自分のまちは自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、防犯灯などの防犯設備のより一層の充実を図ることで、子どもを犯罪などの被害から守り、安全で住み良い地域環境を確保していく必要があります。

現在、本町では、警察や自治会、関係団体による公的または自主的な防犯パトロールなどの実施、防犯灯などの防犯設備の整備を進めています。

今後も地域防犯活動において、事件、事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法など情報の伝達が重要となります。

そのため、保育所、幼稚園、学校、警察、自治会、自主防犯組織、各家庭などが連携し、必要な情報が隅々まで行き渡る体制を作り上げることが不可欠です。加えて、子どもを対象とした防犯講習の開催を通じて、防犯意識のさらなる醸成を図るとともに、地域での声かけなど自主防犯対策の啓発と日々の実践もより必要です。

【施策の方向性】

○自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築します。

○不審者情報など、いち早く関係機関に周知する必要があるものについては、情報の迅速性を高めます。

○防犯灯の適正な管理・設置により、犯罪や交通事故を未然に防止します。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	25年度実績	今後の方針	担当課
防犯灯の設置	町内各自治会より要望のあった箇所について通学路を優先に防犯灯を設置	24基	継続	総務課
交通安全教室	全小学校で町交通指導員や警察官により、交通ルールや横断歩道の渡り方等を教育	全小学校	継続	総務課
チャイルドシート購入費補助	乳児のために、チャイルドシートを購入した保護者に購入費の一部を補助	118件	継続	福祉課
災害時要援護者等対策	災害時における乳児・幼児、障がい児、児童生徒等の安全避難を確保	明小学校防災訓練 373人	継続	総務課 福祉課 教育総務課

第4章 施策の展開

事業名	内容	25年度実績	今後の方針	担当課
防犯講習会・防犯パトロール	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブや保育所、学校等で警察署の協力を得て実施。 各自治会等で警察署の協力を得て実施。 児童の下校時に合わせ、防犯パトロール車による巡回を実施 	しらさぎ自治会 石田地区 峰町自治会 町内全域	継続	福祉課 教育総務課 総務課
こども110番の家	児童生徒が不審者により「つきまとい」や「声かけ」、暴力、わいせつ行為等の被害にあいそうになった又はあったときに、逃げ込むことができる場所としてこども110番の家を設置	こども110番の家： 382軒	継続	教育総務課
防犯機器の貸与	<ul style="list-style-type: none"> 学校内や周辺地域（通学路など）を見回りするスクールガードに対し、必要とする防犯機器を貸与 小学校新入児童全員に防犯ブザーを貸与 	防犯ブザー貸与：348個 スクールガード：109人	継続	教育総務課
校内の危機管理体制の整備	安全安心な学校づくりのため危機管理マニュアルを整備するとともに、スクールガードをはじめとした地域社会、保護者、警察等との連携により、通学路における児童生徒の安全を確保	スクールガード・リーダー：3人 スクールガード：109人	継続	教育総務課

3. 子育てを支援する生活環境の整備

【現状と課題】

道路や公園、交通機関、公共的施設など、子どもや子ども連れの家族、障がいのある子どもたちをはじめ、だれもが安心して、快適に外出できる環境づくりが求められています。

就学前児童保護者、小学生保護者、妊産婦のニーズ調査では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」といった要望も上がっています。

少子化の時代にあって、都市施設の整備をはじめ、まちづくり全般において子どもの視点、子育て家庭の視点での取り組みがされ、さらには、町全体が子育てを応援する気風の醸成が求められています。

【施策の方向性】

○子どもや子ども連れにやさしい道路の整備に努めます。

○子どもや子ども連れにも安心して利用できる公共交通機関の充実に努めます。

【具体的な取り組み】

事業名	内容	25年度実績	今後の方針	担当課
バリアフリー化された歩道の整備	<ul style="list-style-type: none"> 街路整備事業における歩道形式について、すべての人にとって使いやすいセミフラット形式を採用 街路整備事業における歩道舗装について、水溜りを防止し、滑りにくい透水性舗装により整備 	<ul style="list-style-type: none"> 1-08（都市計画道路3・4・5石橋駅東通り）セミフラット形式により整備 平成26年4月に整備完了区間（L=180m）の供用を開始 	継続	都市建設課
子育てにやさしい公共施設の整備	公園内トイレの整備において、子育て世代に配慮した設備		継続	都市建設課
道路改良事業	通学路上の歩車道の路面表示による区分により、安全を確保	薄層カラー舗装 280.4㎡	継続	都市建設課

第5章 計画の推進に向けて

1. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として認定こども園の普及を進めています。幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う総合的な子育て支援として、国では認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、新たな設置や移行をしやすいするなど、普及のための施策をうちだしています。

こうした動向を踏まえ、本町においては、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への移行を進めていきます。

(2) 施設、事業者等との連携方策

①教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

幼稚園、保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、小規模保育施設等の地域型保育事業は、保育ニーズが高まっている3歳未満児の保育を、地域に根ざした身近な場で提供する役割を担う施設です。

地域型保育事業を利用した3歳未満の子どもが幼稚園、保育所、認定こども園で継続して適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

②幼稚園、保育所、小学校の連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校と幼稚園・保育所・認定こども園が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

幼稚園や保育所、認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。

幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、幼稚園や保育所、認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けるなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

2. 計画の進捗・評価

計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画の進行管理は、福祉課が中心となり、計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取り組みの改善につなげていきます。計画に基づく子育て施策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）」を行うことにより目標の実現をめざしていきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。

資料編

1. 計画策定の経過

月 日	会 議 名 等	内 容
平成25年10月	子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査素案の作成	・未就学児用、小学生用、妊産婦用
平成25年11月	子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施	・未就学児(在園児・在宅児) ・小学生(1～4年生)、妊産婦
平成25年12月17日	上三川町子ども・子育て会議条例制定	
平成25年12月～2月	子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査集計・分析	
平成26年2月28日	第1回子ども・子育て会議	・ニーズ調査の集計結果について
平成26年3月	子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書完了	
平成26年8月6日	第2回子ども・子育て会議	・計画骨子(案)の検討
平成26年12月12日	第3回子ども・子育て会議	・計画(案)の検討
平成27年1月14日～ 平成27年2月12日	「子ども・子育て支援事業計画」素案に関するパブリックコメントの実施	・町ホームページ掲載、窓口閲覧
平成27年3月2日	第4回子ども・子育て会議	・計画(最終案)の確認
平成27年3月	「子ども・子育て支援事業計画」決定	

2. 上三川町子ども・子育て会議条例

○上三川町子ども・子育て会議条例

平成25年12月17日

条例第40号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、上三川町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援に携わる関係機関その他の団体を代表する者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初に招集するとき、又は会長及び副会長が欠けたときの会議は、町長が招集する。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年上三川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3. 委員名簿

No	氏 名	所 属	備 考
1	上村 康幸	町議会議員	厚生常任副委員長
2	古谷 有子	町民生児童委員	子育て支援部会長
3	北條 幸子	町主任児童委員	主任児童委員
4	石戸 照子	町教育委員	教育委員
5	小松 俊雄	小学校校長会	本郷小学校校長
6	柳沢 邦夫	小学校校長会	北小学校校長
7	木村 尚史	しらさぎ幼稚園	しらさぎ幼稚園園長
8	古本 文昭	やしお幼稚園	やしお幼稚園園長
9	加藤 馨代美	あけぼし保育園	あけぼし保育園園長
10	猪瀬 英彦	上三川幼児園	上三川幼児園園長
11	武藤 孝子	ふざかしおひさま保育園	ふざかしおひさま保育園園長
12	出井 敦仁	町小学校PTA代表	明治南小学校PTA会長
13	高橋 ちとせ	しらさぎ幼稚園保護者	保護者代表
14	國谷 美幸	やしお幼稚園保護者	保護者代表
15	増田 明菜	ふざかしおひさま保育園保護者	保護者代表
16	飯田 尚美	大山保育所保護者	保護者代表
17	杉山 弘美	町学童クラブ保護者	坂上小学童クラブ代表
18	岡本 貞子	学識経験者	

上三川町 子ども・子育て支援事業計画

(平成 27 年 3 月)

発 行／上三川町
編 集／上三川町 福祉課 児童福祉係
〒329-0696
栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目 1 番地
T E L : 0285-56-9111
発 行／平成 27 年 3 月
